

第43回平成24年3月与謝野町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成24年3月13日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時39分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | | |
|--------|---------|---|---------|
| 日程第 1 | 議案第 18号 | 与謝野町税条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 19号 | 与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 20号 | 与謝野町介護保険条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 21号 | 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 22号 | 与謝野町営住宅条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 23号 | 与謝野町中小企業振興基本条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 24号 | 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 25号 | 与謝野町立公民館条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 26号 | 与謝野町宮津市中学校組合と与謝野町との間の
学校給食に係る事務の委託について | (質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 27号 | 町道路線の廃止について | (質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 28号 | 町道路線の認定について | (質疑～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

きのうは木崎選手のうれしい知らせが与謝野町じゅうを駆けめぐりました。私も大変喜んでいるところでありますけれども、彼女は国際試合2回目ということになります。ユニバーシアードでも銀メダルということで、国旗を持ってグラウンドの中を走ってくれました。今回も日本の木崎良子でなく世界のRYOUKO KIZAKIになってくれることを大いに期待したいというふうに思っております。

そんな中ではありますけれども、けさはまた、目をさますと全体が白くなっておりましたが、きょうから我が議会も条例、補正予算についての審議をお世話になります。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に先立ち太田町長から発言の申し出がありますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) おはようございます。

今、議長からもご報告がございましたように、本当にうれしい木崎さんのロンドン五輪の出場ということが決まりました。与謝野町じゅう、本当にうれしい限りです。今後も頑張っていたきますように、我々町民も一丸となって応援がしていきたいというふうに思っております。

きょうは先日、3月11日に開催いたしました防災訓練の報告をさせていただきたいというふうに思います。今回は大体、震度6弱の地震による、また、津波が与謝野町にということで、5メートルの津波が来たという想定のもとに訓練をさせていただきました。今回、そうした形では初めてでございまして、町民の皆さんにも、いろいろとご協力をいただきました。数値としては町民の皆さんが9,892人、そして、消防団が189人、町職員が244人、その他協力機関といたしまして56人、今回は自衛隊をはじめ宮津与謝消防組合、そして、宮津警察、京都府の丹後保健所、また、関西電力、そして、NTT、各町内のアマチュア無線協議会の協力等を得まして、その方々、合わせますと56名、合計1万381人という大変大勢の皆さんのご参加をいただきました。

今回、こうした訓練は初めてですけれども、今後におきましても、こうした訓練の積み重ねが非常に大事ではないかというふうに痛感したところでございます。

以上、皆さんのご協力をいただき、防災訓練が無事に終わられましたことに感謝いたしまして、ご報告いたします。ありがとうございました。

議長 (井田義之) 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 議案第18号 与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、塩見議員。

5番 (塩見 晋) おはようございます。

議案第18号 与謝野町税条例の一部改正について、1点のみですが、お尋ねしたいと思いま

す。これはたばこ税の引き上げと、それから防災の財源確保のための個人住民税の均等割の税率の変更というふうに提案説明で聞きました。その中で2番目の防災の財源のための税率の変更ということでしたが、この点について、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 皆さん、おはようございます。

塩見議員の防災のための均等割の500円の引き上げの、もう少しの説明ということでございます。今回、地方税法等の改正がされておりますけれども、それに関連して税条例のほうを一部改正させていただいております。まず、地方税法の改正の目的というところでございますけれども、今回、東日本大震災の被災者の方の復旧、復興を支援するというところで国を挙げて支援をするということとなっております。

それから、各地方自治体、本町も、その一つでございますけれども、それぞれの地域の防災、または、減災の備えをみずから行うということという目的で今回、税法等のほうが改正されております。今回、その後段の部分で、それぞれの地域の防災、減災の備えをみずから行うということで均等割、町民税の均等割を500円アップをお願いするというものでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5番（塩見 晋） 防災、減災のために、その財源確保ということのようですが、これが実際に徴収されるのは平成26年度からというふうに書いてあったと思うんですが、かなり実際の徴収は先になるんですが、なぜ今、この条例を提案されるのか、そのことについてはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今回の条例の改正が、なぜ26年度からかということでございます。今、23年度、4月から24年度ということで4月からということになりますと、一つはコンピューターのシステム等の関係もございまして。それと住民の皆様方への周知もすぐということではなかなかできないと思いますので、その辺から国のほうの、地方税のほうの改正が26年度からというふうになっているというふう認識しております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5番（塩見 晋） システム改修のために多くの時間が要するというふうに今、聞こえたんですが、システムそのものは、そんなにかからないとは思いますが、私は勘ぐるのに今、決めておいて、もう忘れたころに徴収が始まるなというふうな感じがせんでもないんですけども、それはさておきまして、これで、そうすると26年度から、どのぐらいの、与謝野町は防災、減災の財源が入ってくるのかという分についてお尋ねいたします。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問が、500円上げさせていただいて、どれぐらいな増収になるかということでございます。24年度の当初予算で見積もらせていただいております。24年度の当初予算の住民税の均等割を1万143人ということで今、予想しております。これに500円ということで、年間にいたしますと571万円程度増収になるのではないかと、課税ベースで思っております。これを10年間ということなんで5,710万円、約5,000万円程度増収になるのではないかとというふうに見積もっております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ということは10年トータルで5,710万円ですか、これは、いわゆる防災とか減災の目的にしか使えないという限定された、きちんと限定された財源で、もうそれにしか使えないと、使われないと、こういうことで、こういう理解でよろしいんでしょうか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） すみません。ちょっと私のほうが、先ほど金額を間違えて申し上げたのかもわかりませんですけども、5,071万円ということでございます。

それと財源の充当の話かと思えますけれども、これ町民税といいましょうか、住民税なんで一般財源ということです。それを国庫とか府とかの財源のように特別に充当するという考えは持っておりません。一般財源なんで、増税させていただいたのも、あくまで一般財源ということでございます。ただ、目的として、先ほど言いましたよう防災とか減災に使う目的を持って今回、500円アップさせていただきたいというふうなことでございます。

すみません。金額的にもう一度、言い直させていただきます。年間の増税額が507万1,000円で、その10倍で5,071万円というふうに見込んでおります。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 一般財源になるということで、非常に防災については今、大事なことで、とてもそれだけの金額で足りるとは思いませんが、大いに、この部分で、いろんな施設とか、施設整備とか、防災に関することをやってほしいんですが、この金額を、先ほど10年間で5,071万円ですか、有効に、この防災に使えるようにしっかりやっていただきたい。いろんな施策をやっていただきたいと、こういうふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、ただいま塩見議員に少し関連して、ちょっとお伺いするんですけども、この25年1月から、当初は24年1月からだったわけですが、この退職所得の関係ですね、この関係では総額として、どのくらいほど課長、見込んでいらっしゃいますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問は、退職所得の10%の廃止というところの額ということでお答えさせていただきたいというふうに思います。廃止の影響額につきましては、22年度の決算から見込んでおります。22年度の決算の退職所得の税額からいきますと約90万1,000円の影響額が出るというふうに見込んでおります。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、今回の改正とはちょっと外れるんですが、今年から影響のある分について、少しお伺いをしたいんですけども、いわゆる24年度から個人住民税について、昨年の段階で扶養控除の、扶養親族の見直しが行われましたね。したがって、国税については23年度からスタートしておるわけですが、24年度からは年少扶養控除、これが廃止をされました。子ども手当の関係で。それから特定扶養親族ですね、この関係が、45万円の控除であったものが33万円と、これ12万円、これが減ったわけですが、24年度に、この夫婦と子供が1人ある世帯、16歳未満で、この家庭では、どのくらいほど税額がふえることになりませんか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問にお答えしたいと思いますが、今回、年少扶養控除とかの廃止がされておりまして住民税のほうで試算をしております。申しわけありませんけど、お願いします。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、この寄附金控除の関係ですね、これにつきましても、いわゆる24年度から適用下限額というのが5,000円から2,000円になったわけですが、これのPRは少し、私はできていないのではないかなと思いますけど、その辺は課長、どう思われますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問の寄附金控除の拡大ということのPR、確かに町のほうからは、なかなかPRができていないというふうな認識を持っております。

議長（井田義之） 勢旗議員にお願いいたします。議案と、あまり外れた内容にならないようお願いいたします。

勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 24年度から実際するわけですね。ただいま塩見議員が言いましたように、今のを決めて26年度からスタートをする、ことしはどうかということをちょっとお尋ねしましたんで、よろしくお願いします。

それでは、たばこ消費税について1点、お尋ねをしたいと思うんですが、いわゆる今度は法人税の実効税率の関係で府県の部分に移譲されるということになるんですが、24年度当初予算をみますと560万円、4.48%ふえておりますけれども、これが即、この影響だというふうに理解したらよろしいか、課長のほうでは、どういう試算をされておりますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 町たばこ税のご質問のほうでございます。今回、24年度の予算のほうの増額については、今回の改正とは別の要因でございます。それで今回、提案させていただいてますたばこ税率の改正でございますけれども、今回、本町でいいますと京都府と町の税源のやりとりということで納税者、たばこを吸われる方の負担につきましてはプラス・マイナス・ゼロということになります。それで今回、この税条例をお認めいただきましたら影響額としては1,800万円程度、町のほうがふえて、京都府のほうが、その分減るという格好になるかというふうに試算をしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、最後にもう1点だけお尋ねをしておきたいと思っています。年末だと思んですが、国の税制改正大綱で、いわゆる固定資産税の負担調整、これが24年で終わる部分があったのが、3年延長されたと、こういうふうに報じられておまして、住宅用地の特例も継続をするんだということで、26年に廃止ということが、そういう概要で報じられておりましたけれども、このことについてお聞きになっていることがあったら教えてください。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうは24年度の税制改正大綱ということで、詳細なところはまだ、吟味しておりません。今、衆議院のほうが通過したという情報は一昨日ぐらいにいただいております。

すけれども、中身のほうはまだ、お答えできるようなことがございませんので、申しわけございません。

15番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、議案第18号の町税条例の改正ということで質問をしたいと思います。今回の改正については、ご存じのように東日本大震災の復興財源のための税負担ということで、新たな税が、住民税も含めて、課せられるということなんですが、大きなフレーム、枠組みはどのような点かを簡単に結構ですから、課長から説明願いたいと思います。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。今回の東日本の復興、復旧の支援に関して大きな枠組みということでございます。今回でいきますと国税のほうでは復興特別法人税ということで8,000億円、年間で、3年間で、まず一つ。

それから、復興特別所得税ということで3,000億円で、これは25年間ということになっております。国税のほうでいきますと、このトータルのフレームでいきますと9兆7,000億円程度ということになっております。もう一つが地方税ということになっております。地方税につきましては、復旧、復興事業19億円程度のうち地方の負担分ということで8,000億円程度が推計されております。その中で8,000億円の内訳でございますけれども、今回の個人住民税の均等割の引き上げということで6,000億円、それから、先ほど勢旗議員の質問でもございましたけれども、退職所得の10%の税額控除の廃止というところで1,700億円ということで、合わせますと7,800億円なんですけど8,000億円程度ということになっておりまして、以上が大体、今回の大きなフレームということでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） よくわかりました。今回の復興財源の問題ですが、野田首相は復興財源の確保のために繰り返し、繰り返し連帯して負担を分かち合う、こういうふうに述べて国民に求めました。そのことを一つ置いていただきたいんですが、まず、本町で、先ほど答弁があったんで確認ですが、与謝野町の負担増というのは結局5,071万円、これは10年間という理解をしたらよろしいですか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 本町の個人均等割の増額の分ということでございます。先ほど言い間違えておったのかもわかりません。もう一度はっきりと発言させていただきまして、影響額につきましては年間507万1,000円、それから、これが10年間ということで5,071万円というふうな試算を、今しております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今のお話は住民税の均等割が500円ふえるということですね。だから、平たく言うと金持ちも貧乏人も500円ずつ、みんな払いなさいと、こういうことですね、均等割ですから。

そこで次の質問なんですが、課税の負担原則である応能負担を貫くということが非常に大事な

というふうに思っています。今の問題なんですけども、復興財源ということで個人住民税の均等割を引き上げる、均等割を引き上げるというのは大変厳しい暮らしをしている家庭だとか、それから、大震災で非常に暮らしが厳しい状況が迫られている被災者、こういう方にとっては大きな負担となるんですが、この点は課長は、どのようにお考えですか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほう均等割で低所得の方とか、それから、被災を受けられた方の負担についてでございます。今回の500円の均等割の改正につきましては、各地方自治体の条例改正というふうになっておりまして、国のほうの考え方につきましては、例えば、被災地のほう均等割の引き上げはしなくてもいいと思いますよ、被災地のほうの地方自治体のほうにお任せするというふうなことをお伺いしております。それで、今回、京都府で26市町村ございますけれども、そのうち25団体のほうは、今、引き上げ予定ということで1団体は検討中ということでお聞きしております。

それであわせて、今回、町のほうは500円ということと、それから都道府県のほうも500円ということになっておりますので、京都府の議会のほうも今の議会に500円アップのほうを提案中というふうにお聞きいたしております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が聞き及んでいるのは、被災地の場合は今、課長の答弁では、国が被災地に任せたらよろしいと、その判断はということで、非常に緩やかなように聞いていますが、この適用が具体的に被災地に対して、きちんとね、それがなくなるとか、負担がないとかいう処置はされていないでしょう。されていないと思いますよ。だから、多くの場合、今、言った被災者の場合も、また、今、私がもう一つ言った低所得層の場合も、ほぼ100万円程度であれば、所得が。課税されるということになると思います。これは国会でも論議されたところですので、ほぼ間違いのないと思います。

まともに働くことができないわけですよ、被災地の場合は。こういうところに本当に、こんなことで、いわゆる被災者支援とか、いわゆる復興支援ということにつながるのかということ、物すごい疑問だと思っているんです。これは今、答弁をいただいたんですが、もうちょっと、その点での認識もきちんとしておく必要があるだろうというふうに私は思っています。

次に、法人税の10%の付加税ですけれども、これは先ほど説明では付加税では3年間で、付加税たった3年間で2.4兆円になると思います。これについてはセット減税になっていると、減税もセットで行われているということが言われています。課長はご存じだったら、お答え願いたいと思います。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問の減税とセットというところでございます。確かに法人税の実効税率を5%引き上げることとされておりますので、それとセットという理解はしております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう少し詳しく言うとね。こういうことなんです。この付加税ですね、法人税付加税というのは10%なんですけども、今回、出ているのは、法人税そのものが、この不況の中で、全国的にほとんど法人税を払っているのは大企業なんです、大半を占めているのは、それ

で、そのことを前提に考えたらわかるので、これから言いますけれども、まず、付加税が3年間で、これ3年間ですけれども2兆4,000億円、そして、一方で減税されているんです。これが今、課長も言った法人税の減税分です。これが25年間で20兆円に当たるんです、減税額は。そうすると差は引きで17兆6,000億円もの大減税になりますよね。大サービスですよ。これが復興財源のほうに回る関係での一つの点です。結局、これでは本当の意味で復興財源と言えるのかと、片や大企業、主にですよ、ほとんどと言ったほうがいいですが、大企業には大サービスをすると、減税の、それで一方で国民、逆に負担すると、結局、差し引きするとどうなるかと言うと、所得税と住民税の負担だけと、実質的に、こういうことになるんじゃないですか、この理屈から言うと、課長、どう思いますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員がおっしゃいます減税の部分が20兆円というデータ自体は、私のほうは持ち合わせておりません。ただ、今回、復興財源のほうで減税のほうを3年間で2兆4,000億円、こちらのほうはデータを持っておるんですけども、そちらのほうで減税といましようか、復興財源に充てておいて、大企業のほうの減税は別のことで5%、これは国際の、世界の水準に合わせるというんですか、そういうふうなことで減税されるというふうなことをお伺いしております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） よその国に、外国に合わせるんじゃないんですよ。特例なんです、日本だけの。この大企業自身に対する減税措置は特例なんです。だから、問題だと言っているんです。結局、庶民の復興財源ですね、財源は復興財源として集まる金は、今の話のように大企業の減税分に全部吸い込まれるということになる。もう一つは財源の捻出问题です。復興支援の財源がないというなら、本来なら大企業や大金持ちのための優遇税制である、証券優遇税制による配当割や株式等、譲渡所得の軽減を即刻やめるべきだというふうに思っています。せめて本則に戻すべきです。これだけでも1,000億円が捻出できます。1年間に。10年というスタンスで、今、これは設定されているわけですから、10年なら1兆円です。これがまだ、放置されていると、まだまだありますよ。時間がありませんから能書きだけ言いますが、まず、毎年320億円の政党助成金ですよ。それから、1メートルが1億円という都心中心の道路交通網の整備です、高規格の。こういうことがどんどんあるんです。こういうことをやること自身が、今の、みんな分かち合おうと、「がんばろう日本」と言って全国民がやっているのに、話にならないと、これでは、裏に隠れてやるようなことでは。ここが私は言いたいと思っています。

もう一つは原発でね、大もうけしてきた原発利益共同体の問題があります。こういうことや、それから、この問題にかかわって再処理等積立金という名の巨額の、いわゆる原発埋蔵金もあります。こういう問題をきちんとただしていくことが大事だと思います。そういませんか、課長。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員がおっしゃることは理解できるというところまでいかないんですけども、私がそれに対してコメントをするのは、この場では控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 伊藤議員にお願いいたします。与謝野町税条例の審議をしておりますので、よろ

しくお願いをいたします。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 議長、お言葉ですが、これは全体の、国の復興財源をめぐる問題なんです。だから、そんなことを言うたらいかんなんていうことはおかしい。問題だと思いますよ。税の問題なんですから。復興財源をどうするか。

議長（井田義之） 与謝野町の税条例ですので、お願いをします。

7 番（伊藤幸男） そしたら財源がどうなっているというようなことを聞かれんのか。おかしいだろう、それは、明らかに。このときしか言われんやん。そらそうや、税の問題も、このときしか言われん違う。こうしとるうちに時間がのうなった。

これは時間が少々延びても許してくれよ。今、議長とのやりとりなんだで。

議長（井田義之） 早く質問してください、簡潔明瞭に。

7 番（伊藤幸男） 終わりますよ、心配せいでも。

まず、いろいろと言いたいんですが、時間がないので、最後まとめます。「がんばろう日本」ということで呼びかけて、大多数の国民にも義援金を出してもらって協力したいと願っている方々の大きな力で、今、復興に向かっていきます。まだまだ不十分ですが、復興財源ですから、だれも協力したいと願っています。本当にみんなで分かち合うというのなら、庶民だけの増税を押しつけるんでなくて、260兆円もため込んだ大企業や大資産家に対する大減税のサービスを見直して、復興財源に充てるべきだと考えています。最後でちょっとお伺いします。今回の改正は国の法改正で定めたわけですが、市町村で自由に変更できるのかどうか、課長にお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 税率の決定のことだというふうに考えております。今回、国のほうは標準税率ということで500円アップをされております。ただ、これにつきましては、先ほど若干触れましたですけれども、復興地域のところにつきましては、500円、上げないという選択肢もあり得るということになっておるという理解をしております。本町の税額を上げるにつきましては、この議会で決めていただかないと上げることはできないというふうに考えておりますので、それぞれの団体に判断をするということになるかと思っております。

7 番（伊藤幸男） 変えたら可能なかということをお答ええな、反対があった場合に。変えられることが、議会で変えられるかということをお伺いしたんやで。

税務課長（植田弘志） その500円自体の金額を変えられる。

7 番（伊藤幸男） 条例だ。

税務課長（植田弘志） 条例自体は、ここで決めていただくということに、するしないも、しないという判断もあり得るということでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員、1回目の質問、これで、2回目、お願いいたします。

7 番（伊藤幸男） 私、聞きたかったのは、仮に議会が大きな負担があるから、それはだめだと、仮に言った場合に、今の答弁では、そのことが可能だという答弁でいいんですか。終わります。

議長（井田義之） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第18号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第18号 与謝野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第19号 与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、議案第19号について2点ほどお伺いします。

まず、この廃棄物処理施設の技術管理者の役割と、それから業務について、お願いをしたいと思えます。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 勢旗議員のご質問にお答えします。技術管理者の役割と業務ということでございます。廃棄物処理施設につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律の中で、技術管理者を置かなければなりませんよというふうなこと。それと、日ごろの、日常の運転管理については、技術管理者が責任を持って行いなさいよというふうなことになってございます。この法律ですとか、施行令ですとかいうふうな形の中で日常の運転管理についても技術上の基準というふうなことがある中で、それに従って行わなければならないというふうなことの中で、技術管理者を置くというふうな形になっておるというふうなことでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この資格につきましては、環境省令でね、これは定められると思うんですが、現状は今、町の場合、何名、置いているということになってますか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 有資格者は数名おりますが、ごみの関係、ごみの最終処分場の関係でいきましたから、実際に日常の業務に当たっておるものは1名でございます。

それから、し尿の関係、し尿の関係につきましては、所長も含めますと、今のところ2人が技術管理者として日常の運転管理に当たっておるということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この職員の場合、実際には大学で、そのものを専攻したということは、なかなか難しいと思うわけですが、講習会が、それぞれの府県といますか、各ブロックでやられることになると思っているんですが、最後に、この講習を受けられたのは何年か、課長、聞いておられ

ますか、わかっておりましたら、わからなかったら結構です。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今、申しあげました3名の職員で最後に、その講習を受けた者ということでよろしいでしょうか。

実際は平成23年度で、ごみの最終処分場の技術管理者を1名、職員が受けておりますので、最新といえますと23年度、昨年のことになるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この技術管理者の役割について、先ほど課長から聞きまして、なかなか責任が重たいわけですが、今後、こういう管理者を確保していくというのは、現在と同じような方法でやられるというふうに理解したらいいのか。あるいは、そういう、かなり専門の勉強をされた人を、これからは充てると、こういうことになるのかどうか、そこのところだけお伺いして終わります。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 先ほど勢旗議員のお話がありましたように、環境省令で、いろいろな資格を持った方、あと経験を持った方というふうな形の中で講習を受けるようにしましてもですし、その資格者の資格自体につきましてもですし、細かな規定がございます。そういった中ではありますけれども、先ほど申しあげました23年度、昨年の技術管理者の講習を受けた者、その講習の最後の日に試験がございまして、見事、合格もしたわけですが、その職員につきましても技術職ではありますが、専門的に環境関係の勉強をしたというふうなことでもございませぬというふうなことの中で、日ごろといいますか、通信教育というふうな形の中で長期にわたりまして勉強をする中で、資格を得たということでございます。

24年度につきましても、今度はし尿の関係で1人、同じような技術管理者の講習を受けるというふうなことで予算のほうをお願いしております。この職員につきましても技術職員かというふうなことになりますと、技術職員ではあるんですけども、全く畑違いの仕事をしてきた職員でございます。今現在、日常的にいろいろな施設の運転管理等をしております中で経験を積む中で、その職員に今度、講習を受けさせるというふうな形を考えております。ですから、専門的な知識等も当然ながら必要だというふうなことにはなるのかなとは思いますが、そういった中でいろいろな経験をさせる中で、今回の技術管理者の講習会とセットで資格を取るというふうな形に今後もなっていくかなというふうに思っております。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第19号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第19号 与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、介護保険条例の一部を改正する条例について、質問します。

今回の改正は第5期の介護保険料の改定に合わせて条例改正をするという中身だと受けとめています。内容については、既に一般質問で和田議員が取り上げまして、詳しく答弁をいただいておりますので、それを踏まえて何点か質問をいたします。

まず、今回8段階から9段階にということ。それから、さらに、その第3段階を細分、2ランクふやしていただいたという形で取り組んでいただいています。介護保険というのは、国の法律によって、ほとんど縛られてまして、町独自で設定する部分が非常に少ないというふうに理解をしておりました。この段階の区分や、それから、その下のランクをふやしたり、それから特に料率ですね、料率についても、ほかの町で違っているということが今回ちょっと、今まではあまりわかりませんでした。今回、改めて実感しまして、この辺も含めて与謝野町で独自に設定できるということに理解したらいいのか、その点が1点、それから、標準段階が、これも第4段階だったり、第5段階します。先ほどの質問とも関連するんですが、要は何段階を標準ということではなくて、1.0になるところを標準ということに取り上げられるという形になるということだけのことだというふうに理解したらいいのか、この点について、まず、お聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま野村議員に2点、ご質問をいただきましたので、お答えしたいというふうに思います。まず、料率の関係と、それからランクの関係です。ランクの関係につきましても、国の基準では、この基準額があつて、その0.5以内というように大まかな区分しか組んでございません。したがって、議員おっしゃいましたように、与謝野町では今回、11段階を設けますし、また、ほかの町では12段階の町もあります。それから9段階の町もあるということで、この北部地域によっても、このランクとしては、まちまちだということで、今、お聞きしておりますと、宮津市は12段階、京丹後市が11団体、伊根町が10段階、それから、与謝野町が11段階ということで、このように改正される見込みとなっております。

それと料率なんですが、料率については、1.0を基準として一番低いところでは、この基準額の0.45ということで65%の減額をしますし、一番高いランクについては基準額の1.95ということで使わせていただくということになっております。これについても、自治体それぞれで、これは先ほど言いましたように国の基準というのが一定決めてありますけれども、それぞれの自治体によって、独自に設けるということができます。

それと、もう一つは今、言いましたように、段階については、その自治体で設けられますので、今、申し上げましたとおりです。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 改めて理解をしました。そこで以前から、特に今までの第2、第3段階について、いわゆる低所得の方ですね、住民税非課税世帯等々については、負担割合が非常に大きいということで、今までは国の基準で全部動かしにくい部分だというふうに思っていましたので、独自の減免ということで、何度も取り上げて求めてきました。今回、第3段階を、先ほど答弁があったような意味で二つに分けていただいたということで、グラフを見ていまして、緩やかに上がっていくという形にはなったというふうに思っていて、そういう努力を、答弁をいただいたように、していただいたということで評価をしています。しかし、そもそも第2段階の保険料が非常に高いわけですね。そのもとの第1段階が、そもそも高いというところで、上がり方は緩やかですが、その負担は、その方の収入から見れば、その負担割合は非常に高いというふうに思うわけですね。先ほどの答弁ですと、この料率も含めて変更できるということであれば、この収入から見た負担の割合、こういうものから、今回、判断いただいたと思うんですが、再度、この低所得者の負担割合を、やはり下げさせていただくことが非常に大事ではないかなというふうに感じるんですが、その点について伺います。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この低所得の方の負担をさらに下げるということで、先ほど若干評価をいただきました第3段階も二つに分けて、その部分が、所得の低い方については、若干さらに小分けして、配慮させていただいたという経過がございます。そのように低所得の方については本当に大変な状況ということは、もうよく理解はしておりますけれども、この介護保険会計を維持する大原則といいますのは、この中の保険料で、必要な保険料の割合分を持たなければならないという、この必須がございます。したがって、低所得の方を安くすることになりますと、その見合う財源をどこかで求めてこなければなりません。求めてくるとしましたら、上の段階、すなわち基準額以上の5段階から9段階、この表でいいましたら、その方々にお世話にならんなんということになります。しかし、この与謝野町については、所得の関係で、そのランクにおられる方が本当に少ない状況でございますので、その低所得の方をさらに、多くの方の税を安くすると、その分を上段階で確保しようと思ったら、今の段階では最高の方が1.95という率を使っておりますけれども、これを2.0とか、もっと上げていかなければ、それを減額させてもらうに見合う税が確保できませんので、そういったことも踏まえて、判断して基準額の料率を決めさせていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうように思います。

それから、先ほどご質問いただきました、もう一つはということで、ちょっと答弁なんですけれども、この基準額のランクといいますのは第4段階に設定しておりますけれども、この町によっては第5段階のところは基準額になっている町もあります。そのように、先ほど議員がおっしゃっていただきましたように1.0のところを基準額としていただいたら、与謝野町でも今回については、この表では9段階になっておりますけれども、上から順番に数えていきますと5段階目が基準額ということになっておりますので、それぞれの自治体で1.0のところは基準額として、それが4段階であっても、5段階であっても、これは構わないということになっておりますので、あわせてご理解いただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今の答弁ですと、当町は低所得者の割合が非常に高いということで低所得者の保険料を、これ以上、下げると、所得の多い人の保険料率が大変高くなるという、そういう実態の答弁だったというふうに理解しているわけですが、結局、この介護保険制度は高齢者、高齢化で高齢者がふえて、いわゆる、そういう方々の介護の必要性が高まれば高まるほど、そして、町がサービスの充実に努めれば努めるほど、この保険料が引き上がる、こういう制度、この根幹に対して、国としての手だてが打たれないと、どんどん上がっていくということで、今でも町民の立場でいえば、努力していただいても、やはり上がるということに対して大変な事態ということで、声を聞いているわけで、この辺について、やはり抜本的に、その見直しを、その根本の見直しをしていただく必要があるというふうに思っています。

町長にお伺いします。それらの点についてですね、いろんなところでの協議に出ておられると思うんですけどね。その辺での議論というのは、どういうふうに進められているのか、今後の見直し等についても含めてお聞きできたらと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 介護保険のこうしたひずみといいますか、そうした中身につきましては、町村会のほうでも論議をさせていただいて、府、国に対して、そういう要望を出しておりますし、この介護保険の協議会といいますか、その中でも、そうした中身については、町村の、そうした実情を訴える、そうした形は、今までもとらせてもらってきております。その中で、今の段階の中で町として考え得るベストではないですけども、できるだけ低所得者の方に負担がかからないような工夫をさせていただいたということでご理解がいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） この介護保険は国保と違いまして、今回、努力いただいた基金などを使っての引き下げの努力というのはできるにしても、ほかの繰り入れ等での町の独自の取り組みというのが許されていないという、しぼりが非常にきついという問題がありますので、これはこれで提案された内容は当町の介護保険を運営する上では仕方がないという、そういう形だろうというふうには理解をしております。

しかし、この独自の取り組みそのものが許されないという、こういう問題についても、やはり国に対して要望すると同時に、やはりそういう問題についても町民の目線に立って再度、検討していただいて、できる場所があれば、やはり今回のように引き続き努力していただきたいというふうに思っていますが、これについて、課長、再度、最後にお聞きしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この介護保険の運営等については、本当に今、議員がおっしゃっていただきましたように、町で独自に財源を求めるとかいったことができません。しかし、やっぱりサービスはきちんと提供していかなければなりませんので、そのサービスの供給量と、それから、税の負担というのを十分考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

それで、先ほど町長も言いましたように、これはもう町だけで、なかなか解決できるような問題ではございませんので、先ほど答弁しましたように、これは国なり府のほうに、やはり負担割合を、もう少し高齢者の方について安くなるような要望を、本当に強めていかなければならないというふうに思っております。特に、この地域については農業であったり、織物業であったりと

いうように、国民年金の方、本当に収入が少ない方が多ございますので、そのあたりの負担率が高くなっているというのは、十分、私も認識しておりますので、今後については、どのように税率のランクを考えて、ご負担の少ないような方法等については十分、やっぱり検討を重ねて、そういう低所得者に配慮した料体系をしっかりとやっていきたいというように思います。

1 番（野村生八） よろしくお願ひします。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第20号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。10時50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

次に、日程第4 議案第21号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、保健課長に国保の条例改正について質問いたします。今回、提案説明でありましたように、一般会計からの繰り入れの努力をしてもなお、引き上げざるを得ないという内容でございます。この問題、これ条例ですけれども、この問題を理解するためには23年の決算見込みや24年の当初予算、この問題を明らかにする必要がありますので、いわゆる条例というよりも予算の質疑になりますが、その点は議長、よろしくお願ひをいたします。

それで、なぜこの上げなければならないのかということについて、まず、大まかなところで課長から、さらに詳しい説明をお願ひいたします。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 野村議員のご質問にお答えいたします。今回、国保税条例の改正につきまして、一人当たり2,177円の医療分の増額をお願いしております。その背景といたしますか、根拠になる部分でございますが、23年度の、もうすぐ年度末がやってくるわけなんです、見込みを立てております。その中で申し上げますと、20年度からのデータに基づいて、経過等も含めて

申し上げますと、国保の被保険者数につきましては年々減少しております。特に若い世代の減少率が大きい状況となっております。連動しまして、国保の世帯数も減少しております。そういった中で、平成23年度には、昨年度、国保税の改定を一人当たり約10%アップをお願いいたしました。そういった中で22年度と比較しますと約3,800万円の、これは調定額ベースですが、3,800万円の増額を確保することができました。

一方、23年度の保険給付につきましては、22年度と比較いたしまして、額といたしまして1億6,900万円の増となっております。率としまして8.9%でございます。保険給付費全体の数字でございます。このように歳出のほうで保険給付費が大幅に伸びているということ。それから、23年度で保険税のアップをお願いしておりますが、それ以上に歳出が膨らんでいるというふうな状況から、基金を投入しまして、何とか23年度はやりくりしてまいりたいと思っております。3月補正でも提案させていただいておりますが、基金を総額で9,000万円入れさせていただくということをお願いしております。そういった中で24年度、基金も底をつくような状態になりましたこと。それから、保険給付費につきましても、今後、さらに増加するであろうというふうな見込みを立てておりまして、その財源確保のために今回、一人当たり4.24%の税率のアップをお願いしたいということで上げさせていただいております。

あわせまして、一般会計からの支援ということで、7,750万円、当初予算で計上させていただいております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、説明がありましたように23年度の保険給付費、いわゆる医療費が大幅にアップしたと、これは、その前の年が若干減っているんですけども、その反動といいますか、我慢した分等々の影響もあったのかなというふうにも思うんですが、この影響で一挙に基金がなくなったと、そういう中で苦しい運営に努力されているという実態については理解ができました。それで今年度、さらに給付費が、医療費がふえるという部分を見てあるわけですが、それは何%ぐらいのアップが見てあるのか、その点についてお聞きをしておきます。

それと、この引き上げ額を抑えるために7,750万円の独自繰り入れをして努力をさせていただいております内容で提案していただいております。もしこれをしていない場合は何%の引き上げになるというふうに、引き上げになるのか、その点も含めてお聞きをしておきます。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問の1点目は、24年度の保険給付費の伸び率ということでよろしいでしょうか。

24年度当初予算におきまして保険給付費の伸びといたしましては、23年度と比べまして、4.3%の伸びを推定しております。あくまでも当初予算同士の比較ということでございますが、4.3%増という見込みを立てております。

それから、一般会計から7,750万円の支援を24年度で支援していただくということにしておりますが、それを24年度の見込みを立てております被保険者数で割りますと9,898円という金額になります。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 当初説明では、この4.3%分が1,700万円ぐらいに当たるというふうに言

われました。今、7,750万円が9,898円、これを両方合わせた分で幾らになるのか、何円で何%かということについて、再度、お聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 質問にお答えいたします。額といたしまして9,898円、一般会計からの支援の一人分でございます。ですから、税率アップによります一人当たりの2,177円を足しますと1万2,075円という金額になります。ちょっと率までは出せませんでした。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 23年度決算見込みでいえば、基金からの繰り入れ9,000万円と一般会計からの独自の繰り入れが3,000万円の1億2,000万円繰り入れて、ようやく運営ができる実態、いわゆるそれだけ赤字の実態があるというふうに思います。

24年度についても、この7,750万円を繰り入れて何とかという形で組まれている、その中身でいえば、いわゆる保険給付費が上がる分についての約4,000万円の財政調整交付金等の額も前年度より上積みで予算に見込んであるという形で、きっちりとした見込みの上に成り立っているというふうには理解をしています。そういう中で、宮津は去年も20%、ことしも10%以上の国保料の引き上げをせざるを得ないということで提案がされている。同じような厳しい実態があるというふうに思っています。その原因には医療費の問題もありますけども、所得が、やはりこの間、どんどんと下がってきたという、ここにもう一つの大きな理由があって、その所得が下がった場合の国の調整機能が働いていないということ去年のときに詳しい数字を出して、指摘をしてきました、結局、国が国全体の国保会計の中の、この調整をすべき額をあれだけ大きな経済危機で町民の所得が、国民の所得が減っているわけですから、この額を引き上げて調整機能を維持するべきところを、額をふやさずに、その中で運営するという、ここに大きな原因の一つがあるということも指摘をしました。

そういう意味では、今回の予算の中でも所得が上がってこない、どんどん減って行って、ようやく下げどまりぐらいの見込みしかできない。そういう中で負担をふやしていかざるを得ないという、ここに国保税が本当に払にくい、払えない、そういう大きな負担という、町民の今の声の原因があるというふうに思っています。

そういう中で、今、言われたように独自に7,750万円の引き下げをして、前年に続いて今、言われた1万2,000円分ですかね、これの引き上げ分を抑えていると、少なくしているということは非常に評価もできますし理解もできます。保健課長の立場で言えば、会計を運営する立場で言えば、今回のような提案をせざるを得ないということも理解をできるわけですが、しかし、町民の思い、声を代弁する議員の立場で言えば、やはり今年度の、この引き上げは、どうしても賛同するわけにはいかない。そういう状況にあるというふうに思っています。それは、先ほどありました介護保険が上がる、後期高齢者の医療制度が上がる、そして、医療費の窓口負担の引き上げも予定をされている。こういう所得、収入がふえないのに、これだけどんどんどんどん負担がふやされると、本当に町民の暮らしというのが成り立っていかない。いよいよ払えない、払えないと医療にかかれぬという国の制度の、そういう問題も生まれてくる。こういうところを考えますと、どうしても今回の提案、努力していただいている内容はわかりますけども、賛同はしにくいというふうな町民の思いがあるということを代弁しておきたいと思えます。

その上で今後も引き続き、こういう形で独自の繰り入れをしながらでも、町民の負担を少しでも減らしていく。これは町長にお伺いします。点については、努力をしていただく必要もありますし、先ほどありましたように、医療費の見込みとして4%以上の、上がるという見込みもあります。これらについては、ちょっと予測がつかない部分もあります。今後について、いわゆる、あるいは国の財源等が新しくふえたり、今度、後期高齢者の負担もふえるようですが、状況によって少しでも引き下げられる状況が生まれた場合に、できるだけ今後も保険料、この国保会計というのが一番弱者で構成されて、そして負担割合が大きいという点をかんがみて、引き続き保険料の、できるだけ上げない、引き下げていく努力、これについての姿勢を改めて最後に問うておきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） こうした非常に厳しい社会情勢の中で、この国保税の引き上げという点については、非常に心苦しく思っておりますし、できることなら引き下げにもっていけるような形が望ましいわけですが、今おっしゃったように大変厳しい状況の中で、町も一般会計からの繰り入れをしてでも、少しでも下げていこうという努力はしております。しかし、それを未来永劫ということになるのか、今後の医療費の伸び等も緩和していきますと、非常に、その見通しというのは引き下げるところか、引き上げていかざるを得ないような状況であるというふうには認識しております。

ただ、その中で、どこまでじゃあできるのかということについては、できるだけ、そうした引き上げ率を下げていく、そうした努力はさせていただきたいというふうには思いますが、ただ、国保だけではない、一般会計から繰り入れるということは社保の皆さんたちの、そうした方々の税金も、そこへ投入するということになるわけですので、その辺のバランスといいますのが、非常に難しいというふうには思っておりますが、できるだけ引き上げなくてもいいような努力はさせていただくということで、かならずそうするというお約束はできませんが、全体のバランスを見ながら考えてまいりたいというふうには思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 介護保険でも、そして、前から国保の問題では何度も言っているように、いわゆる町だけの努力では、本当にもう限界に来ている、町民の払う努力も限界に来ているということで、この国の財政措置をふやすという、これ以外には、もう解決の道がないだろうというふうに思っていますので、この点についてもよろしく願いをして、指摘をして質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 3 番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、ただいま上程の議案第21号に対しまして、若干質問をいたします。今、野村議員がおっしゃったように、確かに本当に値上げ値上げで、困ったことではあるんですが、この原因としまして、提案理由にも述べてありますように、町民の所得が減少したと、このように提案理由として、まず、訴えてあるわけですが、この所得の減少ですね、この合併以来、与謝野町始まって以来、きょうまでの所得の推移につきまして、まず、質問をいたします。それと同時に保険者数の加入者数、わかりましたら答弁をお願いしたいと思います。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。平成20年度に後期高齢者制度が導入されまして、その制度を現在まで継続しております。それ以前は老健といひまして、75歳以上も含まれた人数になっておりまして、ちょっと手元に持っておりませんので、平成20年度からの推移で申し上げたいと思います。

平成20年度では被保険者数につきましては8,592人でございます。それから、21年度が8,446人、22年度が8,219人、23年度が7,841人というふうなことで、700名ほど、20年度からは減少しているということになります。

それから、所得ですが、20年度からの所得、一人当たりの所得を申し上げますと20年度が46万3,425円、21年度が44万2,752円、22年度が39万3,544円、23年度は40万1,353円という推移でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） この加入者数の減と、この地域経済の疲弊のための、このいわゆる所得の減少につきまして、今後もこういった状況が続くというような予想がされるのでしょうか、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。今後におきましても、医療費につきましては、率はなかなか推計することは難しいと思いますが、伸びていくだろうというふうに認識しております。一方、所得につきましても、今年度の新しい課税資料が、まだ、出ておりませんので、その辺についてはちょっとまだ、判断できませんが、被保険者数の減少とともに、一人当たりの所得もだんだん落ちているということで、その傾向は続くのではないかなというふうに認識しております。

13番（赤松孝一） 以上、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありません。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（井田義之） 起立多数であります。

よって、議案第21号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第22号 与謝野町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第22号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第22号 与謝野町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第23号 与謝野町中小企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、家城議員。

9 番(家城 功) それでは、中小企業振興基本条例の制定について、質問をさせていただきます。

資料をいただいております、いろいろと見せていただいておりますが、まず、最初に中小企業の定義というところから見ますと、町内のほとんどの企業というよりも、すべての企業が中小企業であるというふうに受け取られるんですが、その認識で、まずよろしいでしょうか。

議 長(井田義之) 太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) お答えいたします。基本的には議員、ご指摘のとおりでございます。ただ、事業所という振り分け方と、それから、企業、企業所というか、事業所という区分けの振り分け方をいたしますと、本社がよそにありまして、全体的な事業所があっても企業体で見れば、大きな大企業という形もとれますけれども、町内にあります分については、若干、製造業についてはありますけれども、ほとんどが中小企業と、並びに零細業という位置づけでご理解いただければというふうに思っております。

議 長(井田義之) 家城議員。

9 番(家城 功) この条例の解説の中に中小企業を重視し、その振興を行政運営の重要課題として位置づけるというふうに書いてありますが、すなわち町行政、企業、町民の、それぞれの役割が明確になることによってまちづくりとしての産業振興が図れるという認識で、私はおるわけですが、その認識については、間違いないでしょうか、課長、よろしくお願ひします。

議 長(井田義之) 太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) お答えいたします。基本的には、それで結構だというふうに思いますし、問題は、それぞれの条文に掲げてあります規定を、もう一度確認いただければ、それぞれの役割分担もわかりますし、最終的な到達点も明記されておりますので、そのあたりをご理解いただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

議 長(井田義之) 家城議員。

9 番(家城 功) 条文も読ませていただいております、それぞれの役割が大事じゃないかというふうに感じております。

目的の解説の中の文言に中小企業を保護するものではないという一部があるんですけども、私も、そこが一番重要な点ではないかなというふうに考えております。一部では、この条例ができることによって補助金ありきというような考えをされておるような企業の方もおられるという話を聞いておまして、偏った考えだけが先行しているということが非常に懸念されるのではないかなと。本来の趣旨をきちんと明確にして伝えていって、それを理解してもらうことが大事ではあるかなと思っておりますが、その辺の取り組み、また、進め方など、方針がありましたらお聞かせください。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。議員、ご指摘のとおりでございます。この中小企業を振興するということは、決して中小企業を保護していくという意味ではございません。総合計画等々でもうたっておりますように、中小企業者の自助という部分としての取り組みもあれば中小企業間の共助という部分、そして、中小企業はまちづくりに貢献するという事で商助という観点が非常に重要であるというふうに考えております。そういった中で、それが中小企業の皆さんが、そういう役割分担をきちんと持っていただくことによりまして行政も、いわゆる公助という形で取り組むことができるものだというふうに認識しておまして、そういう部分につきましては、中小企業の自助努力というふうにはまとめておりますけれども、そういったところを中小企業の皆さんには十分にご理解いただきたいというふうに思っております。

今後につきましては、それぞれの役割分担の中で広報等を使いまして、それぞれの役割分担をきちんとご理解いただくような取り組みをしたいというふうに思いますし、引き続き産業振興会議を持って細かい部分につきましては、この条例の実態等の内容につきましても把握しながら行動プログラムを具現化に、全力を尽くしていただくというようなことも課題として取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、そういったところで、この条例がきたものになっていくものだというふうに考えております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） この条例の一番最初に理念型というふうに書いてあります。当然、理念がなくして、次のステップには進めないですし、また、地元企業の考え方、また、取り組み、アイデアなどを、いかにまちづくりとしてつなげていくかという部分が大事でありますし、また、それをある面では、やっぱり町民の方が、どういった役割で、どういった役割を果たしていくのかという部分も大事であると思います。

また、先日の一般質問の入札の中で建設業も、野村議員の質問の中で、建設業も中小企業に入るのではないかなと、この基本条例にも関係してくるのではないかなというふうなお話の中で、そのとおりだというような回答がありました。この条例に関しましては所管の商工観光課だけが意識を持って当たるのではなくて、行政の各課が一丸となった考え方で当然、商工業者と町民と、また、行政が取り組んでいかなければ、町民からの理解も当然、得られないと感じておりますし、企業との連携も図れることは難しいのではないかなと、せっかく条例をつくっても、その部分がなくしては理念の達成があり得ないというふうに感じておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ご説明、町長提案にもございましたように、この条例につきましては、理念

条例ということでございまして、その施策を、ここに上げていくというものではございません。そういった施策につきましては産業振興会議、条例の最後に規定をしておりますけれども、この会議でもって今後、具体的な取り組みをしていくというものでございます。この理念に基づきまして、ご指摘のとおり経営者の皆さんや町民の皆さんの連携が非常に重要だというふうに考えておまして、その中核を担っていただきます産業振興会議が大きな役割を、先ほど申し上げましたけれども、担っていただかなければならないというふうに思っております。そういった中で、振興会議の中で、いろんな業種の皆さんに集まっていたいて、そういったところから、この条例の理念をきちっと理解いただきながら各団体へのすそが広がっていくような形も取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 太田課長におかれましては、それこそ私が商工会に勤務しております以前から商工分野の課に、もうかれこれ20年ぐらい頑張っておられるのかなと思っておりますが、その太田課長も、3月には退職を迎えられるということで、今後の町の産業振興、また、発展に、その経験も含めて熱い思いの集大成が、この条例に込められておるのではないかなと、私は個人的に感じております。

そういった中で、この条例はあくまでも理念型ということで、先ほど課長からもご答弁いただきましたが、今後、どうつなげていくかという部分が、制定することよりも大事な部分であると、私は考えております。この条例をもとに、基本条例ですので、細かい部分に関しては今後、また、産業振興会議なり、また、いろんな方のアイデアなり、また、商工会との連携も含めて図られていくということで、この条例が有効で、意義のある条例になることが大事ではないかなと感じておりますが、最後に町長、こういう条例の中で、今後どのようなことに期待されるか、お話は伺っておるとは思うんですけども、もう一度お聞かせいただいて質問を終わりたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、家城議員のご質問の中で何か太田課長の思いだけでつくられたような感じがしましたので、基本は決してそうではなしに、総合計画の中に皆さんもご存じのように、よそでは自助、共助、そして公助なんですけれども、その中に商助という言葉が入ってありました。それは、もう総合計画をつくる時点から町民の皆さんの中には、そうした今日に至る、この中小企業振興条例ができる、そのもととなります、やはり地元の、そうした商工業者も、やはりまちづくりに積極的に参加をしていくべきだという、そういうお考えの中で与謝野町の総合計画には、そうした商助という新しい言葉が入ってありました。初め、私自身もどういうことかということが理解できなかったわけですけども、いろいろと町民の方の、あるいは事業者の方のお話を聞く中で、やはりそうした視点というものは必要だということで、この与謝野町の総合計画のもとの理念は、やはり、この与謝野町が持続可能な町をつくっていくという中で、やはりそれぞれの立場の者が、今までにも申し上げておりますように、それぞれ自分たちの責務を果たす中で、そして、そのまちづくりに参画していく、そして、その地元の社会や、あるいは経済が地元で回っていく、そういう循環型の仕組みをつくっていくという一つの究極の目的が、そこであったかなというふうに思いますし、それは町ぐるみでやっていくんだという、そういう熱い思いが今回

の、この中小企業振興基本条例につながってきたものだというふうに思っております。

この前段には、産業振興ビジョンがつけられましたし、その前には観光振興ビジョンがございますし、それらも含めた中で、この町民の皆さん全体が、それぞれの立場でまちづくりに参画していくという、そうした基本を掲げたものが、この中小企業振興基本条例、要するに理念条例になっているというふうに思っております。

この中でも、ある程度、それぞれの自分たちの果たすべき責務を明らかにすることで、きちんと今後の、それを施策に生かしていく、そういうヒントがたくさんあるわけがございますけれども、幸いなことに、そうした産業振興会議の皆さん方が、今後も、これらの条例に基づいて、この町の活性化を図っていくための、いろんな提案が、企画もしていこうという、そういうお気持ちでございますので、普通ですと、そうしたところも理念だけ掲げて終わりですけれども、この振興会議の中では、そうした今後の方向づけもきちんといただいているということで、本当に今までにはない先進的な形の中小企業振興条例ができたと思っております。

この中には単なる商工業者だけではなく、それから、農業を営んでいる方、また、経済団体等という、そうしたくくりもございます。その中には、例えば、商工会とか、個人や、そういう事業所じゃなくて商工会だとか、農協さんだとか、それから金融機関、また、ほかの、そうした経済団体、また、社会福祉法人、NPO法人などの、そうした町内において、その経済活動に頑張っている、そうした団体も広く対象とされているというところが、非常に、これをつくっていただく過程の中で、いろいろと研究し、今までの、よその条例のいいところ、あるいは、この与謝野町に当てはめた形のものでできてきたと思います。やはり農業や、あるいは織物業というのは、よその町にはない産業形態でございますので、それらも含めた、こういう条例をつくっていただいたということで、これをやはり、ある意味、中小企業振興基本条例になっていきますけれども、まちづくり条例と同じような意味を持つものとだと、私自身は思っておりますので、やはりこれらを基本に具体的に、じゃあどうしていくかということ、また、町民の皆さんと一緒に推進していきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） すみません。それこそ、この条例を策定に当たりまして振興会議の方、また、プロジェクトチームの皆さん、きょうもこちらに来ておられますが、私は、この理念を読ませていただいて、素晴らしい理念ができ上がったのではないかと感じております。町長もおっしゃいましたように、これが今後、町民、また、企業、行政が一体となって、どういったまちづくりがされていくかということによって、地域経済が活性化され、また、先ほどの21号議案では提案理由の中で、地域経済の落ち込みにより所得が減少したため保険料が上がるというような事態が起こってくることを、いかに避けていくかということが、今後、皆さんも含め、また、我々議員にも課せられた課題ではないかなと感じております。今後、この条例が基本に、府下で初めての条例制定ということで、いろんな面で大変かとは思いますが、一丸となって有効的に、これが活用され、今後につながることを望みまして質問を終わります。以上です。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、中小企業振興基本条例につきまして、何点か質問をさせていただきます

す。このたび産業振興会議の提言を受けまして、この中小企業の振興基本条例が制定されました。過去13回の振興会議とプロジェクトチームが、会議が10回ですか、これを重ねられまして、この提案になったわけでありませけれども、ここまで至るご努力につきましては敬意をあらわしておきたいというぐあいに思っております。

内容につきまして、何点かちょっと質問をさせていただきます。これは先ほど家城議員のほうからも言われましたように、政策型の条例ではなしに理念型の条例であると、理念を掲げまして、それに向けて関係者が努力すると、その思いは非常に大事であろうというように、私も考えております。そこで、内容につきまして、ちょっと質問しますけれども、前文の中で、一般町民は消費者として経済循環の一役を担っているということを自覚するというような文面もございますし、また、町民の理解及び協力というような項目もございます。私も小売業を営んでおりますので、消費者という立場が、今、どのような購買行動の変化が起きているかというのは、身をもって体験をしております。

地域循環をしていただけるような形であれば、それはもう理想的なんですけれども、現実はなかなか厳しいのではないかとこのぐあいに思っております。消費者の購買行動というのは、本当に今現在、目まぐるしく変化をしておりますし、また、最近では、やっぱり情報機器の発達によりましてネット、これによる購買行動も起こっております。町内循環型で消費していただくというのは、小売業者にとっては非常にありがたいんですけども、なかなか現在の、先ほど言いましたように消費者の購買心理とは大きく乖離をしているのではないかなというぐあいに思うんですけど、こういった話が振興会議の中で出ておったのか、出ておらなかったのか、太田課長にお尋ねをしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。産業振興会議の中では具体的に過去に行いました与謝野町生活実態調査等々を一つの議題としまして、今、町内でどのような購買状況になっているかということにつきましても一定把握をしていただきながら、そういった中で、いろんな、じゃあ今後、その形の中で、それぞれの役割として、どういう努力が必要なのかというような話もしていただいております。今回の条例の中には町民の皆さんの、町内で、いわゆる、ものを買っていただきたいと、地域循環型経済をつくっていくんだということを規定しておるわけですけども、ご指摘のとおり非常に、このことにつきましては実態調査から見ても、ある部分の企業体につきましては、地域循環型がなされているだろうなというふうに思っておりますけれども、残念なところ、全体的にはとりわけ食料品、それから、生活、衣類関係につきましては町外に消費を求めていっておられるということです。あくまでも、この条例につきましては、今後において地域住民、いわゆる消費者の皆さんが地域循環に、いかに協力をしていただけるかという体勢をとっていくと、それを押しつけではなくて、企業も努力をしていただくということはきちんとうたってありますので、魅力ある商店づくりも、当然していただくということは、この中にうたってあるというふうに規定をしておりますので、そのあたりを、それぞれが理解いただいて、地域ぐるみで、町ぐるみで、この理念を達成していくような形をとっていくということも、今後も引き続きやっていくということも、先ほど家城議員の答弁もさせていただきましたけれども、そのような思いでおります。以上です。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 先ほど課長のほうから答弁をいただきましたけれども、まさしくそういうふうな状況だと思うんですね。やはり消費者は、やはり価格とか品ぞろえとか、その辺で、やっぱり購買行動の行動を起こすわけというのは、基本的にそうだと思うんですね。それ以外に付加価値をつけて、いかに地域にお客さんが来ていただけるような工夫が、それぞれの商工業者には大切ではないなかというぐあいには感じております。

理念型ですから、当然、そういう形で求めるのは、それはそれでいいんだろうと思うんですけど、なかなかやっぱり企業努力も今後は大切ではないかなというぐあいな感じが一段としております。

それと町の責務の第5条の中で、経済情勢の変化に対応した中小企業振興のための適切な施策を推進しというぐあいに書いてあります。これは、私、過去にも商工業者の立場で、いろいろ質問させていただきました。対応は、かなり今まで後手後手でなかったんかなというぐあいな感じがしております。私、質問した中には、雇用安定助成金のこともありました。これは京丹後市さんとか、いち早く企業の負担分を軽減するために町が助成を行っている制度、これもぜひ、この当町でやってほしいというようなこともお願いしたら実現ができました。あとは、雇用奨励助成金、これも年齢幅に制限があったんですけども、これも拡大してくださいというお願いもさせていただきました。今回は運転資金の問題ですね。これも私、利子補給を運転資金にもしてあげてくださいというお願いをして、やっとこさでき上がりました。こういったぐあいに、どっちかというと、少し後手後手に、これまでいったんではないかなというような感じがしております。これはまだ、できてませんが、雇用促進奨励助成金の3年間延長をお願いしたいというようなことも申し上げておりますけれども、こういったことをやはりいち早く進めることは大事であるというぐあいに思いますけれども、今後は、この条例が制定されたら、そうしたスピードアップ化が図れるんでしょうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 個々の施策につきましては、おこなっている、おこなっていないというところが、見方によっていろいろとあろうかと思えます。せんだってから問題になっておりました入札等の公共工事なんかの入札につきましても、町としましては、今までから町内発注ということを意識した中で実施してきておりますし、今回は、それらも明文化したというふうに思っております。

先ほども出ておりましたように、これは決して中小企業を保護するということを意味するのではなく、すべてがお互いに協力、努力する中で協力をしていこうという、そういうことでございますので、今後につきましては、そうした理念をもとに産業振興会議も、今後も形は、形態は、ほとんどあまり変わらない形だというふうに思いますけれども、この条例の中には、そうしたところの位置づけもきちんとしておりますので、また、それらについては、具体策については、その振興会議などのご意見をいただきながら具体的に進めていきたいというふうに思っております。住宅改修の事業も、この中小企業振興条例ができる前に、やはり町としてでき得る施策というものは町なりに努力して進めてきたというふうに思っておりますので、今後は、それらをお互いにキャッチボールする中で施策に具体的に反映できるようなシステムといえますか、そういう、この条例を柱に今後は具体的なことを進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） このように大変すさまじい変化の中で、今後、中小企業が生き残っていくというのは、今後は大変難しい状況になるのではないかなというぐあいに、私は判断をしております。というのは、もう個人で解決できない問題がいっぱいありまして、だから、企業努力だけでは解決できない問題がいっぱい出てくると思うんですね、これからは。先日、私、一般質問で人口の問題を触れさせていただきました。年間300人ほどですね、毎年毎年、人口が減っていくと、小売業にとっては、この人口が減っていくというのは死活問題なんですね。やっぱり、その人口を何とか減少に歯どめをかけると、こういう施策が、やはりこれからの商売、今後やっていく商売について、方策も生まれてきますし、やり方も生まれてくると、知恵も出てきます。ということで、私はどちらかというと町長は、そっけないご返答、ご回答でしたけれども、人口問題については、やはり何とかふやす方向で、ふやすのは難しいかもわかりませんが、減少に歯どめをかけるということも一番大きな課題ではないかなというぐあいに思っています。ぜひそれは、お願いしたいなということです。

それと、もう一つ質問は、この町、人口、先ほど言いましたように約2万4,000人ぐらいですけども、私、小売業のことばかり言って恐縮ですけども、この町のマーケットから考えて、やはり今、言われているのは、一業種一店舗しか生き残れないのではないかなというぐあいに言われております。いや一店舗も難しい、業種によっては難しい業種もあるかもわかりません。この町は既に一人当たりの人口の売り場面積というのは平均値をオーバーしてございまして、オーバーストアの状況になっております。そこで、一つお伺いしたいのは、今、大型店の出店というのは、なかなか難しいと思うんですけど、その基準は1万平米だと思うんですけども、その法令、大店立地法ですね、そこは変わってないかどうか、そこをちょっと確認したいんですけども。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） その前にちょっと、この中小企業振興条例の本旨というか、目的そのものが具体的に個々の業者をどうしていくかという、そうした問題ではなしに、それぞれの役割、先ほども申し上げましたけれども、町民の役割、また、消費者としての町民の役割、そして、中小企業者の役割、また、それを支えていく経済団体の役割、そして、町の責務、それらをはっきりとさせて、それぞれの役割の中で目指す、その町ぐるみで、この地域の経済の活性化を図っていこうというのが、この趣旨でございます。その具体的な個々の施策につきましては、先ほども言いましたように、これは理念条例でございますので、いろいろと経済団体等も、その事業者が頑張っていけるように協力していこうという、そうした思いを集めた、この条例でございます。だから、具体的に、これがどうだ、ああだという議論は、この条例の作成の、基本条例をつくる中では、それらは今後の問題になるというふうに思っております。なぜ、これがつくられたかということ、先ほども申し上げましたように、単に中小企業の方たちを保護するというものではなくて、この与謝野町の、その振興していくということは一つの目的ですけれども、そのことを踏まえて、与謝野町の全体の経済が活性化していく究極は、そこに目的を定めているということでございますので、ちょっとご質問の答えになったかどうかはわかりませんが、そうした考えであるということをご理解いただきたいというふうに思います。

これは、先ほど町民も消費者として、町内において生産、製造、また加工される、そうした製品や購買や消費並びに町内において提供される、そうした中身について利用を努めていきましょ
うと、できるだけ町内で買っていきましょう、さっきたばこ消費税、たばこのあれが出てました
けれども、町内でたばこを買いきましょうという運動がございましたけど、それらと同じように、
できるだけ自分の求めるものを、やはり町内に求めていくような形にしましょうということでご
ざいますので、ちょっと具体的な施策については、今後の振興会議で、また、審議されると思
いますし、町としては、この条例が制定されましたら、できるだけ本旨といいますか、目的を町民
の方たちにもわかっていただきますような啓発、あるいはシンポジウムを行うとか、そうしたこ
とによって共有していただけるような機会をつくっていきたいというふうに考えております。

大型店舗につきましては、具体的な中身について課長のほうから答弁させていただきます。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 事務的なお話の一部分ですけれども、ご指摘のとおり1万平米以上は、もう
与謝野町の場合には出店ができないということで、ご理解いただいたらというふうに思います。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 先ほど、町長、ご答弁をいただきましたんですけども、理念型の条例であるとい
うことは、私も承知をしております。だから、この条例につきましても、私は結構な条例で大変
すばらしい条例だなということは感じております。ただ、一つ一つやはり物事を解決していくと
いうか、施策というところまでは、なかなか踏み込めなくても、そしたら、どういうことが町と
して責務として、具体的に、どんなことがあるのかですね。ただ、責務を感じているということ
だけではなしに、どういう責務があるのかということら辺ですね、その辺については、もう少し
具体的にご答弁をいただいたらありがたいかなというぐあいに思っております。

それと、もう一つは、大店立地法の関係で、1万平米以下は、今、自由出店だというようなこ
とだそうでありますけれども、この条例をずっと読みますと、1万平米以下でも、私の感じとし
ては出店規制がかけられるんじゃないかなというぐあいな感じがしているんですけども、課長
は、どういうぐあいなご判断ですか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。規制の以前の問題として理念の中では、この条例の中
にうたっておりますのは、いわゆる間接的か直接的かは別といたしまして、保護という部分につ
いては、そうではなくて、ともに町ぐるみでという中で当然、誘致企業もございますし、それが小
売業なのか、製造業なのかは別といたしまして、一定のルールの中で、法的なルールの中で一定
進出しましたところにつきまして、町としましては逆に、いわゆる中小企業ではなくて大企業の
位置づけの中で役割分担を明記しておりますので、その中で努力をしていただくという考え方
しておりますので、ご理解が賜りたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この条例の中では町の役割といいますか、責務も第5条できちんと述べられてお
りますし、中小企業の役割、努力は第6条で述べておられます。また、7条では経済団体等の役
割、責務といいますか役割、そして、大企業者の役割、それぞれきちんとすべて挙げられてお
りますし、この言葉に足したり引いたりする中身はないと、私自身は思っております。町の責務の

第5条、町は町民、事業者及び経済団体等と連携を図りながら社会経済情勢の変化に対応した中小企業振興のための適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国等との連携及び協力に努めるものとし、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。2項では、町は工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとするというのが、これが町の責務だというふうに理解をしております。

中小企業者の役割及び努力の6条では、中小企業者は経済的、社会的環境の変化に対して自主の経営の向上、及び改善に努めなければならない。2では中小企業者は事業活動を行うに当たっては経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力を払うものとする。3中小企業者は町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。4中小企業者は町内における他の事業者及び経済団体等との連携に努めるとともに、町内において生産、製造、または加工される製品、並びに町内において提供される役務の利用に努めるものとする。5中小企業者は地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるとともに、自然環境との調和を十分配慮するものとするというふうに。また、経済団体等との役割は、経済団体、これは7条ですが、経済団体等は中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。

それから、大企業者の役割8条、大企業者は中小企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者との連携を図るとともに、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。2大企業者は町内における中小企業者及び経済団体等との連携に努めるとともに、町内において生産、製造、また、加工される製品、並びに町内において提供される役務の利用に努めるものとする。3大企業者は地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるとともに、自然環境との調和に十分配慮するものとする。

それから、もう一つは町民の理解及び協力ということで、第9条、町民は中小企業の振興が町民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に期する役割を理解し、中小企業の健全な発展及び育成に努力するよう努めるものとする。2番目には町民は、消費者として町内において生産、製造、また、加工される製品の購買や消費並びに町内において提供される役務の利用に努めるものとするというふうなことが書かれておりますし、もう一つ、私はつけ加えたいのは人材の確保及び育成の支援まで提言の中では掲げておられました。

第10条、町は中小企業の事業の展開に必要な人材の確保及び育成を図るため就業の支援、職業能力の開発、その他の必要な施策を講ずるものとする。2町は学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に期することにかんがみ、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会の提供、そのほかの必要な施策を講ずるものとするというふうに、教育分野にまで、そうしたことが述べられております。こうした提言を受けまして、町は、これを本当にすばらしい条例だということで、ただいまご提案を申し上げているところです。

議 長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今、条例文を読み上げていただきましたけれども、私も決して、この条例をどう

のこうのと言うている立場ではないんですけども、今までのスピード感からすれば、私もいろんなことを商業者の立場で申し上げてきました。できたこともありますし、いまだにできてないところもあるとは思いますが、スピード感をぜひ図っていただいて、中小企業の皆さん方が与謝野町で振興が図れるように業者さん、町、商工会もそうでしょうし、連携をとりながら着実に前へ進めるような形になればいいのではないかなというぐあいに思っております。

時間がありませんので、これで質問を終わります。

議長（井田義之） 与謝野町中小企業振興基本条例の制定についての質疑の途中ではありますけれども、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時01分）

（再開 午後 1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、午前中に引き続き与謝野町中小企業振興基本条例の制定についてを議題とし、質疑を続行します。

質疑ありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、産業振興条例につきまして、質問に入らせていただきます。この産業振興条例につきましては、産業振興会議の委員の方々に長期間にわたりまして、本当に素晴らしい内容の条例を、こうしてつくっていただきましたことに、私自身としましても本当に感謝を申し上げたいと思っております。質問に入りますまでにちょっと、せんだって2月1日現在の経済センサスの調査がございましたけれども、その調査におきます、この与謝野町の事業所は幾らになっているのか、ちょっと担当課は総務課ですか、商工観光課ですか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 小林議員のご質問にお答えします。今ちょっと資料を持ってきていませんので、後ほど、ちょっと報告をさせていただきます。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） すみません。経済センサスではなくて、私のほうが把握しております、いろいろ議論をした中で事業者数につきましては、申しわけないですがちょっと古いんですけども、平成18年に把握しております数字としては、事業者数が2,268ということで、その部分で、いろいろと議論をしております。

議長（井田義之） 小林議員。

11番（小林庸夫） せんだっても、私もこういったことにつきましての質問をいたしましたけれども、やはりせつかくの調査がございましたので、やはり数字を、きょうの条例とは直接関係ないというものの、またお聞きしたいと思っております。

といいますのは、せんだっての与謝野町の広報、町報も来たんですが、まちづくりのアンケートでありますとか、取っていただいております、そういった調査を見ましても、やはり以前の、新町になりましてからの総合計画のアンケートにしましても、やはり産業でありますとか、仕事場でありますとか、そういったことの要望、確保という要望、非常に雇用の問題でありますとか、大きなウェートを占めております。私も非常に、これは大きな課題で、テーマでございまして、

なかなか一朝一夕には成就をすることでないということは、よくわかっておりますが、何とか、これがてこ入れができたらと思ひまして、私も、きょうまでそういったことも申し上げて、ほかの議員さんも申し上げておられました。

今回の一般質問でも、やはりそういった少子高齢化の問題でありますとか、あるいは学校統合の問題でありますとか、すべてやはり若い方が住んでもらうことによって、人口がふえることによって、自然という表現はよくございませんけれども、解決の方向に向かうことではないかと思っておるんですが、本当に、この経済力がない地域というのは、本当に年々、この地域も、そういった形になっておりまして、じっとしておればじっとするだけ停滞していくと、本当に自治体間の競争にもなっておると思っております、本当に、このたびの、こういった中小企業振興条例が提案をしていただきましたということにつきましては、非常に私も大きな期待を持っております。

私、町長に1点だけ、条例の中身につきましては、特段、何も申すことはございませんし、第4条に、やはり町は、いわゆる目的を達成するため、前条の基本方針に基づいて、次に掲げる施策を行うものとするということで、七つほど挙げてあります。一つには次世代産業の担い手づくりのための施策。二つ目には伝統と匠で開く新技術のものづくりのための施策。三つ目には各産業の連携と支え合いづくりのための施策。四つ目には観光との連携によるにぎわいづくりのための施策。五つ目には働く場づくり、仕事づくりのための施策。六つ目にはすべての住民が参加できる産業振興のための施策。七つ目には、そのほかに町長が必要と認める施策ということで、けさ方もいろいろと、政策型じゃなしに、理念型の条例だということでございますが、私は、この7項目の、非常に、ここに期待するものでございます。きょうまでも町なりの、きょうまでの取り組みもいただいておりますし、また、我々も意見を申し上げてきましたけども、まず、町長に一つだけ確認をしたいのは、やはり今まで以上に、この町の浮沈がかかっておると、私は思っております、何とか、こういった形のことに全力を挙げていくんだという非常に力強い決意の気持ちを、ぜひ言葉で聞かせていただきたいことと。約束をしていただくということをお聞きしたいと、これを1点だけお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当然、これは町の条例として認められていただきましたら、やはりこれは、もう町にとっては中小企業振興条例というのは、もうそれは大きな後ろ盾、また、目標になるわけでございますし、これがつくられた本来の目的は、中小企業を振興することのみならず、究極の目的というのは、この町民に豊かな暮らしをもたらす、持続可能なまちづくりを進めること、すなわち町民の生活の向上を図ることということが、もう最前提でございますので、これは当然、行政にも課せられた大きな責務であるというふうに思いますし、それを行うには今回、こうして皆さん方、業者の方だけではなく、町民の責務等も明らかにしていただいて、まちづくりで、それをやっていくんだと、それについては、こうした柱の一つの方針として町が、それを具現化していく、そのことによって最終の目的を果たしていくということでございますので、当然、これを遵守し、それに、目標に向かって、ともに進んでいくということは、お誓いするというか、もう一度、決意を新たにすることをご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） ただいま町長の決意と申しますか、そういったお約束ということをお聞きしましたので、私たちも町長のただいまの言葉を一つの糧として、今後、いわゆる今まで以上に、こういったことの提言なり意見なりを申し上げたいと思います。また、町長も申されましたけれども、第10条には、いわゆる人材育成ということもうたってございますし、本当に将来を、この町をどのように力強い地域にしていくかという、非常に大きなポイントがあると、私も思って、見させていただいております。ほんとうに、こういったことを、ただ、条文にせず、やはり行政ばかりじゃなしに、町民も含めて、やはり、そういったことに全力を挙げて、いわゆる皆さんの英知を持って活況のある地域にしていきたい。それによって、やっぱり若い人も帰ってくる、そういうもろもろのいい方向に展開していく礎に、一つこれをスタートにさせていただきたいと、これは私たち自身にも課せられた問題だと思っております。

以上で、質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

2 番、和田議員。

- 2 番（和田裕之） 失礼します。それでは、議案第23号 中小企業振興基本条例について、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

この中小企業振興条例の策定に当たりましては、産業振興会議やプロジェクトチームの皆さんには大変ご苦勞をされ、努力された、こういう点が制作過程や、策定過程ですね、条文の中にも伺えるのかなというふうに思っております。ここで改めて感謝を申し上げたいと思っております。

全国では深刻な地域経済、こういったもとの全国商工団体連合会、いわゆる民商などが中小企業振興条例づくりに向けて要望を行ったり、また、提案を行ったり議案づくりにかかわった自治体があります。また、商工会ですね、商工会議所、この方々と協働して策定しておられる自治体も数多くあります。そこでお伺い、まず、1点目をお伺いしたいと思います、当町で、この条例案、農業というものが加えられておりますが、名称を産業振興条例ではなく、中小企業振興条例、これにされた点について、まず、課長にお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。中小企業者という位置づけにつきましては、中小企業基本法にうたっております第2条、1項にうたっておりますけれども、その他の事業所という部分につきましては、私のほうとしては農業も含まれているというふうに思いますし、規模の問題もありますけれども、与謝野町には、そういう法人的なところは非常に少ないですけれども、そういう位置づけをもってやっておりますし、その根源としましては、まちづくりの、町全体の中で取り組む意味の中では当然、経済団体の中にもNPOも入っておりますし、そういう意味では農業も、当然、農商工連携とか、いろんな取り組みも今、なされようとしている、この状況下の中には、ぜひとも一緒になってやっていこうということもありますし、それから、産業振興会議を立ち上げたときにつきましても福祉、農業も、ともに、この行動プログラムを実践していこうという形で進んできておりますので、その中も一つになったという意味では、この条例の中に提言される中には一緒にとということで、強い要望があったということでございます。

議長（井田義之） 和田議員。

- 2 番（和田裕之） ありがとうございます。当町の基幹産業であります農業ですね、これを入れられ

たということは、私も非常に重要なことかなというふうに思います。次、2点目なんですけど、この条例は、町が地域の中小企業者を重視して産業の振興を柱に据えているというわけでありまして、この点は画期的であり、また、重要な意味を持っておると考えておりますが、その意味合い、位置づけを課長にお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。基本として思っておりますのは、この中小企業振興基本条例のもとになる部分としましては、簡単に申し上げますと、この地域の経済の活性化を一つに取り組むといえますか、活性化の一助となる一番大きな母体としては中小企業であるという意味合いの中から、こういう形をもって、皆さんが保護をするのではなくて、皆さんが、中小企業の活性化によって町の活性化が図れるという位置づけの中から、こういう思いが一つになって、この形に上がってきまして、それを町として受けとめておるとい位置づけで今回の提案というふうに私は認識をいたしております。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） わかりました。次に、この条例によって午前中の町長も答弁されましたが、町の責務、中小企業者の役割と責任、経済団体等の役割、そして、大企業の役割、町民の理解と協力、これが明確になるわけですが、とりわけ消費者である町民の皆さんの理解と協力というのは、これは非常に大事だというふうに、私は考えております。午前中の谷口議員の質問でもございましたけれども、ものというのは今はインターネットでも買える時代でありまして、価格の面でも非常に売りにくい現状であるというふうに思っております。私自身、小売業もしておりますので、実感をしているところなんですけれども、業者のほうも、この付加価値をつけるなりして、努力は大変必要だというふうには感じております。この条例といえますか、条例といえますと大変難しいというふうには受けられると思うんです。その中で町民の皆さんに理解していただくというために、どういう形で、この条例を広げていけるかというのは、重要だというふうに思っておりますが、これはどのような形で具体化されるのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど名称が、なぜ中小企業振興基本条例なのだということですが、与謝野町の多くが中小企業、あるいは零細企業だということが、まず、1点。それと業者の方であっても、この町では一消費者であり、一住民であり、その仕事の上では、そうした企業ということでしょうし、そうしたこと。それから、経済団体の中には、大きい団体の中でも金融機関であったり、農協さんであったり、商工会であったり、本当に、もう身近な、大きなくりでいえば大きな企業ですけれども、その地域にとっては身近な、そうした業者、それにNPO、また、社会福祉法人、また、これは医療法人等も入ってくると思いますけれども、やはりそこに住んでいる生活者という視点も大事だというふうに思いますし、産業となりますと何か枠があって、ということじゃなしに、町民一人一人が、そういういろんな立場で、その責任を担っていくんだということを確認しようと思うと、やはり中小企業振興基本条例であるほうが、よりわかりやすいのではないかというふうな、私自身は、そういう思いで、この名称を使わせてもらいました。

それから、これらを広げていくのに、どうしたらいいかということですが、今回の、この条例の特徴的なところは、先ほどお答えいたしましたように、この基本施策につきましても、これは

産業振興ビジョンのほとんどの項目、方針が、今回の基本方針になっております。その産業振興ビジョンをつくりましたのも、多くの町民の皆さんの力を借りてつくってきた中身でございます。これらを振興させていくには、やはり産業振興会議が、やはり今後の、これを推進していく多くの住民の方、企業者や、それぞれの立場の方が入っていただいておりますので、その方たちに若干組織や運営に関して必要な事項は、別に定める必要があるかと思っておりますけれども、それらの方々にお願いをし、こうした方針に基づいた施策を進めていく、その牽引役といいますか、そうしたものになっていただきたい。それに対して、町は、その中で果たせる責務をしていく。特にこの中身について、先ほどもひんしゆくを買いましたけど、長々と、それぞれの責務を言わせていただきました。それはやはり町民の方たちにも理解していただかなければという思いで、私は、朗読みたいな形になりましたけど、述べさせていただいたんですけども、それぞれみんなが共有していかなければなりませんし、そうした認識を持っていただけるような取り組みを振興会議の皆さん方とともにやっていきたいというふうに思っております。

まずは、やはりこの中身を知っていただくための、そうした場を設けるシンポジウムになるのか、いろんな懇談会になるのか、そうしたことで、広くこの中身を知っていただいて、お互いに共有して町のみんなで取り組んでいけるような、そういうことを進めていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。私も産業ではなく中小企業という、こういうのがわかりやすいなというふうに、私も実感しております。ご答弁ありがとうございましたとおり午前中、朗読していただいて、このことも知っていただくような、大変重要なことだったのかなというふうに思います。最後の質問なんですが、全国の条例の先進地、例えば墨田区ですね、このあたりでは町の予算枠についても町全体の何%かという形で大きな成果を上げられているというふうにお聞きしておるんですが、今後、具現化される中で、このようなこと、町の予算の何%かというような形で検討だとか、研究されるということも一つ、必要になってくるのではないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今後の産業振興会議の中で、それらを具現化することの提案があれば、また、それらをよく練った形でしていくということになるろうかと思えますし、今この場で、する、しないということについてはお答えできませんが、先ほど来もいろいろご提案もございますので、それらを含めて今後の施策に生かしていけるような取り組みをしていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひともよろしく申し上げます。以上で、質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、今、上程されております議案第23号につきまして、若干の質問をさせていただきます。その前に産業振興会議で、いろいろとプロジェクトチームをつくられて議論

され、提言書をまとめられました。そのことについて本当に感謝と、ご苦労さんでしたということをお願いしたいと思います。

この件につきましては、所管の委員会で一応の説明や議論はしております。そこで町長にどうしてもお尋ねしておきたいという点がございまして、第11条の中でつくられることに、議案が通ればですよ、つくられることになっております産業振興会議というものです。これにつきましては、こういうフロー図というのをちょっといただいておるんですが、これを見ましても、もうほとんどこの、これ後からできる産業振興会議が大きな今後の施策や方針のウエートを占めるような感じを受けております。そういう意味で、町長は与謝野町の、この産業振興会議に、どのように思っておられるか、また、どういう構成で、この会議を起こしていかれようと思っておられるのか、その部分についてお尋ねいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 現在、この産業振興会議といいますものは、設置要綱に基づいて産業振興ビジョンの具現化について検討する会議として位置づけておりますけれども、この条例の中に位置づけ直して、そして、条例の推進役としての役割を持たせたいというふうに思っております。

現在、産業振興会議の任期は平成23年度末まででなっておりますので、平成24年度からは条例に基づいて現在の設置要綱を廃して、新たに会議規則として制定する方向で考えております。委員につきましては、これからの与謝野町の地域経済について大所高所から審議していただける、そうした中核人材を選出したいというふうに考えておりました、公募につきましては若干名を予定をいたしております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。公募も含めて大所高所から検討できる方は、また、お願いするという事です。それで、もう一つ気になるのが、そうすると、いわゆる産業施策や、その推進に、この産業振興会議がかかわらないと何も提案ができないようになるのかという部分をちょっと危惧しておまして、いわゆる一個人とか、一事業者とか、そういう立場で、やはり与謝野町の産業振興とか、いろんな施策について、いろんな提案や、そういうことも持たれる方もあると思うんですが、そういう部分は、どういう方法で吸い上げていかれるおつもりをされておられますでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この4条で基本的施策ということで、先ほど小林議員が言われました6項目までは、これは産業振興ビジョンで作成されました基本方針ですけれども、7項目に、前号に掲げるもののほか町長が必要と認める施策というのを挙げていただいております。いろんなご意見があるかと思ひますし、先ほどスピーディにというご意見もございました。そうした中で町が、これは必要だと思えるようなことがありましたら、やはりそれらについては町としても具現化していく、また、それらについて産業振興会議のご意見も聞くというような形になるかと思ひますけれども、できるだけ多くの方たちの意見、そして、それが町の活性化につながるものであれば取り入れて進めていくと、具現化していきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私が一番聞きたかったのは、そういう一個人、一事業者の、そういう提案や思い

を、それでは、どういう形で町に訴えればいいのかということが一番知りたかったわけで、担当の、それぞれの課長、あるいは、いろんなそれぞれの担当の職員さん、そういう方に直接、お願いをするという方法も十分通用するというふうに理解しておいてよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした意見や要望というのは、当然、出てくると思いますし、それらについては今までと同じように、今まででも、それはある程度、そうした、いただいたものが妥当性があるのか、あるいは、全体の町民の方にとっても、どうなるかということ、やはり公平に見る必要がありますし、町としても、それを考えていく中で、やはり産業振興会議のご意見等も、先ほど申し上げました全体的な中で、どうかというようなこともお聞きするという、そういう手順を踏んだ上で具現化できるものはしていくという方法をとりたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 最後に、皆さんもおっしゃったことなんです、これは理念条例でありますので、特に事業者じゃなしに、一般住民のサラリーマンとか、そういう農業をされている方とか、そういう方に、いかにわかってもらうかということが、皆さんおっしゃってましたけども、非常に重要だと思うんですが、その中で町長は、いろんな方法でやっていくというようなことも、先ほどおっしゃいましたが、私は、一つ提案したいんですが、来年度も町政懇談会を行われるようでしたら、そういう部分で各地区を回られたときに、丁寧に、この条例のことも説明していただいて、理解を早めていただくというようなことをお願いしたいと思うんですが、この点はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 来年度の町政懇談会の中身については、まだ、検討しておりませんが、一つのご意見として聞かせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） この5条の中には町の責務ということも、しっかりうたわれております。ぜひとも真剣で、この産業振興に取り組んでいていただきたいということを申しまして、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、中小企業振興条例についてお尋ねをしてみたいと思いますが、町長に、まず、くどいようですが、町長は、この2期目に、11年に中小企業基本法が改正された中で、地方自治法の中小企業施策が努力から責務に改正されまして、町長は2期目の再選で重点課題に、この中小企業振興条例の制定を掲げられました。その思いをちょっと、まず、聞かせてください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 新しい町ができましたときに、いろいろアンケートをとって、総合計画がつけられました。先ほども、どなたかの議員がおっしゃいましたように、この地域の大変経済の疲弊した中で何とか、いろいろな方法がないかというようなことが、そのあらわれの一つ、商助という、先ほどではないですけども、言葉にあらわれていたというふうに思います。そうした中で、じゃあ具体的にどうしたらいいのかというところで、非常に私自身も、どういった手が打てるか

というふうに思いましたけれども、やはり、この町を活性化していくには、やっぱり町民の皆さんの、そうした頑張ろうという気持ちや、あるいはお互いに連携していこうという、そういう気持ちがないければ、何ぼいい施策であっても、何ぼいい条例であっても、それはかなわない夢にしかならないわけです。ですから、ある意味、時間はかかりましたけれども、産業振興ビジョンをつくり、その中で大いに議論していただいて、この与謝野町に合った産業振興施策、あるいは、そうした考え方をまとめていただく、そのことが、まず、みんなが心一つにすることが大事だというふうに思いましたので、言葉としては、項目としては、もう中小企業振興基本条例というような形で、一つの言葉として挙げさせていただきましたけれども、やはりそれらを真剣に町民の方、事業者の方、それぞれのお立場で論じて、一本の柱をつくるべきだというふうな思いの中で、今回、でき上がった産業振興ビジョンを具現化していく、そのために産業振興会議をつくらせていただいて、その中で本当に手を挙げていただいた委員さんたちが、本当に真剣になって、今回の条例のための、わざわざプロジェクトをつくって、その中で論議をいただいて、こうして提案をするところまで町のほうも至ったわけです。

そうした意味で、これができて終わりではなしに、これからがスタートだというふうに私自身は考えておまして、皆さんとともにつくった、こうした条例に基づいて、それぞれ示された基本方針、また、責務に基づいてお互いに協力をして、この地域の活性化に、ぜひ真剣に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 町長のおっしゃるとおり、この町は、町長もご存じのように、この町は本当に織物で栄えてきた町でして、それがここ20年来、衰退に向かって大変、この経済状態が厳しい、農業関係については地場産業ですけれども、農地面積も変わらず、同じような経済状態だし、また、施策もたくさん農林関係にはありまして、一生懸命、農業のほうについては頑張っていたいておりますけれども、何せ、その織物業界というものが、大変衰退してきまして、この町の経済を大きく変えてしまったという中で、その商工会が、この経済団体とあるわけですが、この振興会議を立ち上げられて、商工会が経済団体である中で振興会議を立てられて、こういった動きというのか、そこは町長は、どういうふうにお考えでありましょうか。商工会という位置づけをどのように考えておられるでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 商工会という、今まで、そこを頼りにといたしますか、そこを中心にとしたことだったんですけど、それだけではなしに、やはり今回、申しあげましたのは、小さい企業であっても、その事業者として頑張っていたところ、やはりそうしたところの考え方をまとめていく、そしてまた、それらの商工会という形、この中小企業振興条例は商工会だけではなく、そのほかの経済団体も一緒になって、そして、産業の振興に努めていこうと、中小企業の振興に努めていこうということですので、決して切り離すことはできませんけれども、全体の中で、商工会だけではなく、先ほど来、出てますように農業であったり、福祉団体であったり、NPOであったり、そうした方々も一緒に、この町の雇用や、活性化等について経済を回していく仕組みの中で、ともに知恵を出して頑張っていこうということでございますので、今後についても大変重要な団体であるというふうに思いますし、それだけではなく、大勢の方の意見や、また、考

え、そして、協力を求めていく上で、この中小企業振興基本条例が大きな役割を果たしてくれるものというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今回、振興会議で振興会議の皆さんには本当に多くの時間を費やしていただいて、振興条例を策定していただきました。このことが、この町にとって生きてくることを望んでおるんですが、今回の町長のおっしゃいました、この条例は、理念型ということであります。大変申し上げにくいんですが、理念というものは経営者が考えるものであって、振興会議は、その施策に対して、理念に対してどう条例をつくっていくかが、私は重要だと思っているんですが、その理念を振興会議の皆さんに時間をかけてつくっていただかれたのも、これも一つの方法かもわかりませんが、どんな企業にしても、経営者が理念を立てて、そして、その理念に向かってどういう条例が必要なのかということを決めていくんだと、私は考えておるんですが、その辺は町長は、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） それは、もちろんそれぞれの事業者の方たちが自分たちの仕事、商売を、あるいは、その仕事を、業務を進めていくためには一つのポリシーを持ってされるのは当然だと思えますけれども、ここで言うておりますのは、そうした方たちだけじゃなしに、その人たちの力も必要だけれども、それだけじゃなしに、ほかの、例えば商工会であっても、やっぱり金融機関との連携が、協力がなければできないわけですし、それぞれの事業者の方もそうですし、それぞれの経済団体、あるいは、中小企業の方、また、個人営業をしておられる方、また、住民、それぞれが同じ理念、方向を持って、それに向かって進めていくと、その中で、それぞれが持つべき役割を進めていくということの今回は、そういう提言でございます。

産業振興会議で、すべてこの中小企業振興条例だけをやっていただけではなしに、それぞれ部会を持って、これを進める、その一つの考え方になるもの考えると、そして、それぞれの専門部会でも、いろいろな施策の中身を考えていただくところ等が、やはりお互いに連携しながら、また、振興条例をつくるに当たっても商工会だとか、農協さんだとか、いろんな経済団体等も意見を聞いて、その意見も含めた中で、この条例ができ上がっておりますので、そういう意味では、町民全部でつくった振興条例だというふうに、私自身は思っております。ですから、それぞれの責務の中で新しいまちづくりの基本として、この条例を据えて、そして、それぞれの責務を果たしながら、できるだけ地域で経済が循環していくような、そういうシステムをお互いに共有しながら進めていこうということでございます。

一番、岡田先生に褒めていただいたのは、よその条例を見ていると、ややもすると議会や町が提案して、そして、できた条例が多いと、しかし、この与謝野町の取り組み方は総合計画をつくるどころ、あるいは産業振興ビジョンをつくるどころから町民の方が参画をしていただいて、そしてなおかつ、その中に役割として、先ほど申し上げました他の経済団体とも連携をしながら、意見を聞きながら、この条例をつくり、なおかつ、その推進役に産業振興会議が今後も引き続きやっていくところまで条例化されているところに、この振興条例のいいところがあると。

ですから、そうやってみんなで作って上げていただいたものですから、先ほども申し上げましたように、町としても真剣に、その理念に沿って頑張ってまいりたいというふうに考えておりま

す。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 町長のおっしゃるように町民全体、また、中小企業者全体で、その理念を一つにして町民とともに、この町を振興させていきたいというお話は、今、町長のお話を聞いてわかるわけですが、それでは、具体的に2、3点、中身をちょっとお聞きしたいと思います。

5番の基本的施策なんですけれども、ここ1から7までうたっています。1番目には、次世代産業の担い手づくりのための施策、基本的施策が条例にうたっているわけですが、私の思いは総合計画に、ほとんどこのことはうたわれている。文言が少しは違うかも知れませんが、ほとんどその振興に向けて、この町の活性化に向けての施策はほとんどあります。私は何が申したいかといいますと、この次世代産業担い手づくりのための施策に対する条例がどうあるべきかということが、そこを町長は、どのように考えておられるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私にとっては、ちょっと理解ができませんので、どういうことなのか、もう一度お願いいたします。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 例えば、具体的に、こう申し上げますと、10番の町民の理解と協力というところで、町民は消費者として町内において生産、製造、または加工される製品の購買や消費並びに町内において提供される役務の利用に努めるものとするということは、町内の皆さんにご理解していただいて、地元のを消費していこうという、そして循環型町内をつくっていこうという、社会をつくっていこうというあらわれだと思えるんですけれども、こういったことに対しての施策は、例えば商品化事業もその一つです。そういった意味が、施策は総合計画に掲げられているんです、そのことを振興させたり、活性化させていくために、どう条例が必要なんだということを、どういうふうにお考えでしょうかということがお聞きしたいんです。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げました、これ理念条例がございますので、こうした方針もきちっと皆で共有をして、こういう方向に行くんですよ、これをやっていくんですよということを、この条例でうたっております。はっきりとその中で位置づけられたということがございます。それを、じゃあ具体的にどうしていくのかという中では、先ほど来申し上げておりますように、町も今後は政策として、それを具現化していくことに一生懸命になるわけですが、やはりこうした振興会議の中で、これらの施策を具現化していく、そうした企画だとか、方法だとか、中期に取り組むものだとか、すぐに手を打つべきというふうなことも一定の整理をしていただく中で、町として、それを今後、どういう施策としていくかということを、この方針に基づいて具現化していくということになるというふうに理解していただけたらと思います。

そのときには、政策として出しますので、もちろん予算が伴ったりということで、議会でも十分ご議論いただけるもんだというふうに思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そこまではわかりました。そうすると、今後、振興会議で、その具体的なところをどうして施策は、振興会議で出されたものを、どう施策を打っていくかということが、ここ

に約束されとるという意味にとらえたらよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりです。振興条例ができておりますので、この条例を推進していく推進役として産業振興会議が機能していくということまで、この条例の中にうたっておりますので、推進役として振興会議が進めていくという方向性でお願いがしたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 次に、質問をかえます。今度は（9）の大企業者の役割ということですが、このことは、大店立地法の、これにも影響してくると思うんですが、けさほども谷口議員のほうから少し質問があったようですが、このことについては、理念ですから、これでいいのかなというふうに思うんですが、プラントフォーというような、以前そういう問題も、大店法が出てくるということですが、改正されて少し小規模のものしか来れないということになってるんですが、大企業の役割というのは、雇用については大変、この町で貢献をさせていただいておりますが、大店については、ほとんどの町の小店がなくなってしまったという、きょうまでの環境があります。強いて言うなら、大健闘されているのが小店の集まりのウイルであります。そこはもうこの町の小店が集まって、大型化されたウイルというショッピングセンターをつくられております。今後こういったあたりが出てきますと、この役割の中で大店が雇用の貢献はさせていただきますが、まず町を守るために、どうそこをしていくのかと、小店を守っていくのかという当たりが非常に抽象的で、ここがわからないんですけれども、この辺は町長どのように大店についての考え方を持っておられるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 与謝野町におきましては、大きな、大企業というのは非常に少ないというふうに思っておりますけれども、それらに、事業所や営業所は持たない大企業と申しますか、そう考えられるような企業があるというふうには思っております。この3条のところ、基本方針であります町民、事業者、経済団体及び町の連携のもとに一体となって推進するという規定に基づきまして、多くの労働者を雇用し、地域社会や、あるいは中小企業に対して大きな影響力を有している大企業者に対して、町が実施します中小企業振興策に協力するように努めることを役割として求めています。

また、町内の中小企業者及び経済団体等との連携や、あるいは町内製品等の積極利用、また地域貢献など、中小企業振興、地域経済活性化に果たす役割を求めているというふうに理解いただけたらと思います。ここまで突っ込んだ中身の検討をいただいていることにつきましても、大変素晴らしい条例だというふうに私は思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 言葉では大変理想的であって、その循環型なり、また大店の連携によって、ほかの形で商品を仕入れていただいたり、いろんな形、それから雇用が新しく生まれてきたりということで、この町の活性化につながることは事実だと思っておりますが、その影に、きょうまでには多くの小店がなくなってしまいました。そういった環境の中で、どう活性化していくかということなんですけれども、今回は、この総合計画を条例化させただけみたいな形になっておるんですが、今後ぜひとも、この中小企業の振興策にもっともっと、その力を入れていただいて、き

れいごとで終わらないように、絵にかいた餅にならないように、どう町長に頑張ってもらいたいということが、今後のかぎだろうというふうに思っています、そのために、活性化させるために、この条例を町長はつくっていかれたんだと思いますが、最後にもう一度、その辺の決意を、人がしてくれないと、これはできないんですよという、そういう安易な考えではなしに、どう町として活性化させていくかということ、もう一度町長の思いをお聞かせください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） その前に、大企業ということに対して、ちょっと誤解があるのではないかなというふうに思いますけれども、確かに与謝野町内の事業所、あるいは営業所は、大企業の定義を満たしていませんが、企業全体的な規模としては、大企業の条件を満たすところは、この条例においては、大企業と位置づけております。

例えば、スーパーだとか電気量販店、あるいは金融機関、それらは大企業というふうに考えております。ですから、今までも、そういったところとは中小業者の方たちも連携をしたり、あるいは、それぞれの地域の特産品なんかも、そうしたスーパーでも置いたりというようなことで町の活性化については、協力をいただいている部分もありますし、それから、やはりちゃんとした条例にのっとって、あるいはルールにのっとって進出してこられた企業については、やはりその場で雇用も生まれてまいりますので、そうしたものもやはりお互いに連携して、協力をして地域の活性化に努めてもらうということを条件に、やはり今後も考えていく必要があるかというふうに思います。

今おっしゃった個々の中小企業の活性化についての振興策、それは、先ほども出ておりましたけれども、個々の中小企業の方たちの振興のためには、個々で努力をしなければならないという、その責務というか、あれもあるわけですので、やはりそれらが公平に全体の、与謝野町全体の中で、どういう施策が、その人たちも含め、町民の人にとっても、先ほど申しあげましたように、与謝野町の町民の方たちの生活が向上していく、豊かになるところでの役割を果たしていただけるような、そうした施策について、町も真剣になって考えてまいりたいというふうに思っております。

1 2 番（多田正成） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 5 番、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、京都府下で初めてとなる、この中小企業振興条例ということで、報道等でも高く評価されていると思っておりますし、それから、産業振興会議の中で、大変な時間を費やして、これの完成に向けて努力いただいた、このことについて、まず敬意を表しておきたいと思っておりますが、今、町長のほうからお話があったんで、若干、私もわかったんですが、せんだって全協の中でもお聞きしとったんですが、いわゆる大企業者という認定の考え方ですね、これについて私も今、町長のお話を聞いて、私は金融機関だけかと思ったんですが、いろいろあるなと思ったんですが、この与謝野町では、何社といいますか、何店が、現在、これの大企業者と言われる判定になっておるのか、ここのところをお願いします。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。それぞれの規定がございますが、先ほどもちょっと触れ

ましたけれども、ちょっと古いデータしか今のところ、センサス関係がまとまってないというふうに私も認識してきておりますので、18年版で、先ほど言いました2,268事業所という部分の中での18年度現在で一応100人を超えるという、従業員ですけれども、ところでは4事業所というふうに把握しております。具体的に言えば、大きいところで、製造業であれば日本冶金さんとか、そういうところがあるかというふうに思いますけれども、小売業に至っては、そういうところは、企業体としてはありますけれども、与謝野町の事業所としての位置づけではないかなというふうには認識しております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 第8条で、大企業者の役割というのが書いてあるんですが、国のほうでも、これに似た法律があると思っております、法律第74号で中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律というのがあるわけですが、これと重なっている部分というのがあるのではないかという気がするんですが、それはありませんか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） そのこの部分の整合性というのは、私自身が勉強しておりませんが、あくまでも町の条例という位置づけの中では、今、町長が何回も申し上げておられますような部分としての位置づけを持って役割を明確にしているということでございますので、全文、確認をさせていただいたら共通の部分があるかと思いますが、町の思いとしては今、申し上げました形の中で条例を制定しているというふうにご理解いただければありがたいと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この条例の中で、私はなぜこういうことになったのかなというふうに思っておりますのは、先ほど来から町長が強調がされた部分に、いわゆるNPO団体と社会福祉協議会のことも町長おっしゃいました。本来的に言いますと、私はこの第2条でも、この定義の中で、私はこれは町民活動の団体といいますか、町民活動団体と、そういう位置づけでNPOや社会福祉団体は分けておく必要があると。幾つかの、私も先進事例を見てみますと、やはり分けてるところもかなりあるんですよ。今回、これを一くりにされて経済団体ということになった理由について、ちょっと私はお伺いしておきたいと、このように思っております。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 議員、ご質問のとおり、振興会議の中でも、かなり議論がなされました。結論から申し上げますと、経済活動の発展に寄与する団体というくくりの中で、幅広く協力を願いたいという思いを込めて議論がなされて、町としましても、その部分としての、等というくくりの中でまとめるべきかなということで、この形を取らせていただいたということです。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この与謝野町の、今、NPO団体の中には、京都府下でも屈指といわれるような団体もありますし、大変な雇用力を持っていらっしゃる場所もあります。

あるいは、社会福祉法人にしても、大変な今、雇用力があります。そういうふうにと考えると私は、なぜ一くりにするのかと、むしろ分けとくほうが自然だというふうに思って、それはそういう結論だというふうにお聞きしましたけれども、ぜひ、これは今後の中で、本当にそれが実態としていいのかどうかということ、私は考えてほしいなと、このようにお願いをしておきた

いと思っております。

それから、最後にもう1点お尋ねをしますのは、最初は第1回目のがわくばるで、私ども勉強させてもらったことがございました。岡田先生が見えましてお話を聞かせていただきました、中小企業振興条例につきまして。岡田先生からお話を聞きました折のモデルというてはなんですが、全国の先進地と言われるところの名前を岡田先生から聞きまして、私は若干驚いたんですが、九州の由布院をはじめとして、非常に、全国的に、きょうまで何十年かかって地域の活性化を目指してやってこられたところがほとんどだったんですね。私は岡田先生に、本当に先生、この条例をつくって、ここに走れるんですかということをお尋ねを、後でしたんですけどもね、この振興会議の中で、もし全国的に、こういう町にしたいな、あるいはこういう市にしたいな、そういった議論があったところがありましたら、ちょっと参考に聞いておきたいと思うんです。なければよろしい。なかったらないということで。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） いろんな先進地事例については、参考として横並びにしながら施策のあり方等につきましても、議論をしていただいたところでございます。目標につきましても、簡単に申し上げますと、その町々の施策というか、条例はあるんですけども、最終的には与謝野町流の条例をつくっていかうということで、最終的に今回の形を提案いただいたところでございます。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議長（井田義之） ここで暫時休憩をいたします。

午後2時55分まで休憩します。

（休憩 午後 2時38分）

（再開 午後 2時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、中小企業振興基本条例の制定についてを議題とし、本会議を再開します。

質疑の前に、先ほどの小林議員に対する答弁の申し出が奥野課長からありますので、これを許します。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほど、小林議員からご質問がありました。議員もご承知だと思いますけども、経済センサスは2月1日ということで、基準日になっております。したがって、その結果が出るのは来年の1月ということになっておりますけども、昨年6月に事前確認ということがありました。その中で件数は2,071件でございます。これで2月1日現在の廃業だとか、新規だとか、そういった要因がまとめられまして、来年の1月に調査結果がまとまるということになっております。以上でございます。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、私も、何人かから質問が出てましたが、たくさん言うつもりはありませんで、一言というわけにいきませんが、よろしく申し上げます。

私は、この条例案と関連資料等々を読ませていただきました。感じたのは、総合計画の観点から協働規定ですね、それから商助の規定、この視点の内容から一貫して、その内容が貫かれてい

るなという感じをしました。また、私自身が一般質問でも取り上げてまいりました内容ですが、かなり含まれておりまして、満足しております。振興会議の委員の皆さんには、真剣な論議がされてきたということが、それがあったからこそ、でき上がったのではないかというふう実感を感じているところではあります。本当にご苦労さんでした。

それでは、質問に入りたいと思います。4点ばかりお尋ねしたいと思います。ちょっと全体としては、ちょっとまた前後しますけれども、いろんな各所に、非常にどういいますか、知恵が出ているというかね、この理念条例とはいえ、知恵が詰まっている中身だなということを実感しているわけですが、幾つか、そういう褒め言葉はあんまり言いませんけれども、今回は、褒め言葉は言いませんけれども、その言葉を置いて質問したいと思います。

1点目は、中小企業者の規定の問題です。参考資料5ページを見ていただきますとわかると思います。その中で、考え方解説の中で、2番の規定ですね、2番の中小企業者というところの規定ですが、この点で、私がちょっと違和感を覚えていますので、確認の意味でお伺いしたいと思います。一人親方とか、一人の事業者、事業所というかどうかわかりませんが、家内労働とかいろいろありますよね。それから夫婦での営業者、または零細業者などは、いわゆる中小企業として規定を考えているのかどうかというあたりです。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 今回の、この条例の中身の、中小企業の中には、いわゆる小規模事業者という言い方をしていますけれども、小規模事業者につきましては含まれております。中小企業基本法に基づいての分野にもかかわってきますけれども、ちなみに製造業その他従業員数20人以下、商業、サービス業につきましては、従業員5人以下ということになっておりますが、以下でございますので、そういう部分の中では、この中に含まれているということで、記述的には、解説にも書いておりませんが、振興会議の中で議論をいただいた内容につきましては、もうあえて小規模企業、事業者というものは明記しないと、中小企業の中に含まれているという位置づけにしております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そうだというふうに思いますが、ぜひ圧倒的多数の方が零細業者だと思っておりますので、ぜひそれでわかりました。

二つ目の質問ですが、これは非常に気になる点なんです。これは私の理解度の問題もありますけれども、9条で町民の理解と協力という項目があります。その規定の問題なんです。これは5条の町の責務、6条の中小企業者の役割と努力、この規定でも表現がですね、努めるものとするということで、町民の規定も努めることはする、中小業者のところでも町の責務のところでも努めるものとするということで、同列のような規定をしていることがちょっと気になるんです。この点の論議はどういうことで、こうなったのか、深められたのかという点を課長に伺っておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 今の質問でございますけれども、一つの町としての責務という、区別化が、ここでされているというふうには、件名でされているというふうには思っています。その中で実際にどうということなのかということにつきましては、それぞれが努めるものというくだりで、特にこれ

で隔たりを持っているとかいう認識は全く私どもを持っておりませんでしたので、件名的な部分できちっと差別化がされて、あくまでもこれは努力目標として、町民の皆さんには協力いただきたいという意味合いで、特に、その議論についてはなかったというふうに思ってますし、私どものほうもそれを、特に議論せずを受けとめたということでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 概要はわかりましたが、私はちょっと気になってましたのは、現時点で、今言った委員の皆さんや、担当課のほうでは、それなりの論議の到達があつて、こういう表現になったんだと思うんですが、私は気になっているのは現時点、その町民の皆さんの規定をね、協働でみんなやるんだと、いい町をつくるんだと、町民生活の向上に努めるんだということを言ってもね、そういう土俵に、まだ乗ってない段階ではないかと、ここは非常に先ほどの論議がありましたが、この条例の中身を、どれだけ皆さんに知らせていくかということが非常に大きいと、課題があるなという話がありましたが、私がちょっと違和感というかね、持ったのは、そのところなんです。微妙なんですけど。合意形成をどうつくるかというのは、非常に決定的に重要であるからこそ、この点をちょっと指摘をさせていただきました。

次に、三つ目の問題ですが、これ難しい問題で、あえて質問します。前文の中で、地域の特性をという内容がずっと語られています。大変重要なことですが、そこで触れられているのは、丹後機業にかかわる記述です。これはもちろん皆さんが、みんなご存じだと思いますが、あの大全盛期といいますか、何十年か前になりますが、全盛期の時代に非常に大きく栄えたということだし、それなりの歴史が非常に大きな、伝統的な、偉大な産業だということと、また非常に文化的な要素もあった産業だったと考えています。

もちろん、それが、今や衰退といいますか、非常に急激な悪化する中で大変になったわけですが、このことの、この地場産業、町の地場産業の教訓がしっかりと総括される必要があるんじゃないかというのが私の意見です。もっと言えば、こういう形で前文に載せられたわけですから、どういう議論の過程があつたのか、課長からお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。前文につきましては、本当に皆さんが再度継承すべきだという今ご指摘のとおり、そういう思いを持って町民の皆さんが、それぞれの立場で、今、与謝野町の歴史といいますか、現況も含めて前段で知っていただいて、その後、それぞれの役割分担を担っていく一つの大きな柱として、前段をみんなでつくったということですので、非常に重要だというふうに思ってますし、その現状を実際、残念ですけども、基幹産業として成り立ってきた織物業が、こういうことであるということも、当然、知っていただいた上で、そうならどうするんだという意味合いで、この条例の前文はそうしています。実際に中身の議論ですけれども、中身の議論につきましては、129項目あります行動プログラムも、この条例作成とあわせまして、いろんな議論をしております。そういうことによって、新たな施策も平成23年、24年にも、また新年度予算の中で議論していただけたらいいと思いますが、新たな政策も打ち出しているという形で今、予算計上もさせていただく計画をしております。

そういった中で織物業でございますが9回、10回ぐらいの部分で若手織物起業家が、名前は申し上げませんが、何名かのグループが事前に現状と、過去と現状と、今後に向かっての

思いというものを産業振興会議の中で述べていただきました。ほかの異業種の方についても、いろんな角度から、そういう形だったのかとか、いろんな質問もあった中で、情報を共有されました。

提案としましては、申し上げるべきかどうかわかりませんが、大きくは二つ、いわゆる人材不足ということは否めないということから、その部分は大きな課題として取り組むべきだということと。

もう一つは、いわゆる担い手をどう確保していくための取り組みをするべきかなということ。大きく、今はやりの言葉で言いますとマイスター、いわゆる名人たちを一堂に、もう一度会すべきじゃないかと、その中で細かい議論をしていくべきではないかなということと。

それから、もう一つは、織物学校といいますか、そういうことも考えながら、人材の集約をしていくといいますか、固めながら、その中で異業種交流、いわゆるいろんな織物業界の、いろんな流通部門がありますので、そのあたりの統一化、総合計画でいいます総合産地化について、もっとも議論するべきではないかということが、いろいろと議論されました。そのことについて、最終的に、こういう形で提案していこうというものは、今のところはございませんけれども、それは一つの課題、項目として現在、新しい産業振興会議のほうに引き継いでいくという形につきましては、事務局のほうで把握しておりますので、その中でもう少し時間をかけて議論をしていただきたいというふうに思っています。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、先ほど言いましたように前向きな今、協議といいますか、答弁があったんで、繰り返すということはしませんけれども、私は非常に、この産業というのは、いろんな教訓が秘められているというふうに思ってます、これを逃す手はない。むしろ新しい町をつくっていく上で、これはむしろ我々のよい面というか、生かせることがたくさんあるのではないかと。うふうに、私はここ生まれでありませんから、皆さんほど精通しているわけではありませんけれども、いろいろと見てきた経過からすると、そのように感じています。

最後に、四つ目の質問ですが、提言書の1ページの2番目に条例を検討する背景の文章がありまして、5行目からずっと、いわゆる国の施策の問題、先ほど多田議員がおっしゃっていたところです。どういうことかという、地方自治体の責任において、中小企業振興策を積極的に進めることが求められており、平成11年には中小企業基本法が改正され、地方自治体の中小企業施策が努力義務から責務へと改正されましたとあります。この背景の一つですが、この背景自身一つですけれども、幾つかあって、これに関連しての質問をしたいと思っています。

私が気になるのは、現在、国の中小企業対策予算というのが、この10年、20年見ても最低のところ落ち込んできています、国の予算が。依然として、民主党政権になりましても変わっておりません。そこで、そういうもとの、この条例の、いうたらロマンというか、具体的な事業を進めるに当たって、どういうふうに町としては考えているか。どういうことが懸念されるのか、どういう工夫や知恵を出さねばならないかというところが非常に私、条件としては非常に厳しいものがあると言わざるを得んと思っています。この点での課長の認識をお伺いしたいと思っています。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。法関係につきましては、議員、ご指摘のとおりでございます。地方公共団体の責務という中で、私どもも、それを真摯に受けとめて推進していくということにつきましては、何ら異議はありませんし、そういう方向に進んでいかなければならないというふうに思っています。

しかしながら現実には、財政問題も含めて、いろんな部分で大変な状況にあります。非常にハードルが高いというふうに思っております。とりわけ中小零細向けの、いろんな国の施策等につきましては、いわゆるすべてではございませんけれども、使いにくいという部分は確かにございます。大企業中心で事業規模も大きな規模での、いろんな施策はございますけれども、なかなか末端、中小零細まで至っていないというふうには私自身も感じているところでございます。それをどういうふうに解決していくかという、非常にこれもハードルが高いわけですが、府なり、もちろん町も含めてですが、そのレベルで何とか補っていけるような施策を打っていたかなければならないということでもありますけれども、財政も含めて非常に厳しい状況であります。

当然、国に向けて、また経済団体との連携の中で、国に向けての要望はしていかなければならないと思いますが、いわゆる国レベルの中でも、小さな自治体にある零細企業が使いやすい施策をどういうふうに構築していくかということが、私も、この作業の中で役割を担ってきました一人としては、そういう認識で現在おりますし、これが一つでもクリアできるように引き続き取り組んでいくということにつきましては、何ら気持ちは変わっていないところでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間がありませんから、もうちょっとだけ。

地域経済の疲弊が、これほどひどくなったのは、私は、中心の一つは交付税が激減させられたということと。もう一つは中小企業対策が非常に弱かったと、この問題でいうたら。今回の問題でいえば、ここが非常に心配なんです。このことが、非常に決定的とも言える要因になるので、もちろん新しい希望のある条例が、基本条例ができるわけですから、大いに期待はしているんですが、最後に町長、ご意見が、感想があればお聞かせ願えたらと思っています。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 大きな要因としては、そういうことがあろうかと思えます。しかし、京都府のほうも中小企業対策という形で、新たな施策を考えておられるようですし、私自身どこまでどうなのかということは、まだきっちり見ておりませんけれども、やはりそうした中で、できるだけこの地域が活性化できる方法を、やっぱりお互いに知恵を出し合って、やって取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、いよいよこれからでございます。そうした中で町民の皆さんも、また事業者も一緒になって、少しでもよくなるような施策を講じてまいりたいと思っております。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、1点だけお尋ねをしておきたいと思えます。

その前に、今回、この基本条例が制定されることになりました。理念型の条例ということで、

言うならば中小企業の、いわゆる振興するための大黒柱として制定されることについては、岡田先生も大変評価されておりますし、私も特に申し上げることはないわけですが、1点だけちょっと確認も含めてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

今回の基本条例については、まず前文に、いわゆる中小企業の振興は、地域社会の発展に欠かせないものであり、町民の生活を豊かにするものであるというふうにならうとされておりまして、基本方針として、やはり町民、事業者、経済団体、それから町の連携で一体となって推進するとなっております。そして、この推進するために七つの施策を掲げられております。そして、この1条の目的と、それから第4条の基本的施策の実施について、与謝野町の産業振興会議を設置すると、こうなっておるわけなんです。

そこで、私がお尋ねしたいのは、産業振興会議の位置づけでございます。先ほどからの、けさからの町長の答弁やら、この振興会議での条文を見ておきますと、実施についての審議を行うための会議だと、さらに会議において審議される施策に対して、その実現に向けて取り組むと、こういうことになっておるわけです。ですから、これの振興会議の位置づけというのが諮問機関なのか、町の。あるいは実施機関なのか、そこら辺が少しわかりにくいというふうに私は思うわけですが、これは諮問機関ならわかるんですよ。ですけども、これを読んでおきますと、私は諮問機関ではないような気がするんで、施策の執行機関といいますか、実施機関に位置づけられておるのかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 結論から申し上げますと、諮問機関でございます。いわゆる今、言われました、その7項目も含め、その産業振興ビジョンにあります行動プログラム129項目の具現化に向けて議論をしていくということです。ただ、その書きぶりとして、実施という部分も加えてありますけれども、その中でみずからプロジェクトチームをつくったり、今回みたいな形の中でプロジェクトチームをつくったりして、新たな展開を、先ほど言いました織物業の関係で、一つのグループをつくって、一つの目的に向かってやっていこうと、そういう動きも、この中でしていただくということも積極的にやっていただきたいと思っておりますし、それから、受けたものをきちっと返していただく、いろんな意見を出していただくということも前段にはございます。メンバーの中にも当然、各経済団体から、町長も言われましたけど中核人材を推薦なり、私どものほうから逆指名もするかもわかりませんが、そういうメンバーの中で、それをもち帰っていただいて、組織としては動きませんが、そのメンバーが、それぞれの関係組織の中で動いていただいて、それを実際に産業振興会議の中で具体的な企画、立案を提案いただくということについて審議していくということも、私のほうはぜひともやっていただきたい組織であるというふうに認識をしておりますので、ちょっとわかりにくいですが、入り口としては、もう129項目の行動プログラムの具現化を積極的に取り組んでいただきたいというふうには考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今、結論的には、諮問機関という答弁があったんですけども、この条文を見る限り、あるいは、けさからの町長の答弁を聞く限り、諮問機関としては、ちょっと私には受け取れなかったと。いわゆるこの会議が、施策を推進していくんだと、あるいは町、あるいは町民、そ

して事業者、経済団体、それらと一緒に進んでいくんだということで、そして、しかも、これは実施に向けての、実現に向けて取り組んでいくというふうになっておりますので、私はちょっと、そこら辺のニュアンスが、イメージがわからないわけなので、ですからお尋ねしておるわけですけれども、諮問機関なら、私はこういう諮問機関としての位置づけを明確にしとくべきではなかったかなというふうに思うんですけども、これではちょっと推進機関なのか、あるいは実施機関なのか、諮問機関なのかということが不明確なので、なかなかわかりづらいので、もう少し明確に示していただいたほうがよかったのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、そういうことで諮問機関なら諮問機関ということが明確になればいいわけなんですけれども、そういうことで再度、これは諮問機関だということの確認でよろしいですか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私の認識が間違っていましたら、理事者のほうから答弁していただきたらと思いますが、共通であると思いますので、諮問機関であるという認識で思っておりますし、そういう格好で進みたいと思います。ただ、先ほど言いましたように、具体的な取り組みの中でメンバーがどう動いているかということについても、規則の中でうたいながら動いていただける体勢も取りたいという気持ちがありますので、この129項目についての内容については、諮問機関として取り組んでいただきたいというふうに思いますし、あとの具体的な取り組みについては、その組織の中の代表者として来ていただいている部分として、できることは取り組んでいただくということで、二本柱にはなりますけれども、取り組んでいただくことは積極的にお世話になりたいなと思います。ですが、何回も言いますように、この項目について諮問をしておりますので、具現化について取り組んでいただきたいですし、実際に動いていただけることもお願いしていきたいというふうに思っています。

14番（糸井満雄） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありますか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、まず第10条に掲げてあります人材の確保及び育成の支援について質問します。

既に答弁にありましたように、この条例の中に人材の育成等々が掲げられるということは大変大事なことだと思っておりますが、さらに学校教育における点についても掲げられていることについては、最初に見たときには非常にびっくりしまして、すごい内容になってるなというふうにご受けとめました。そこで教育長にお伺いしますが、この10条の、特に第2項に対して、教育長としてどのように受けとめられて、今後、進められていくのか。既に学校教育の中では、ここに書いてあります職業に関する体験の機会等々、いろんな形で今は取り組まれている状況があるというふうには思っていますが、とりわけそのほか必要な施策を講じるという点で、何か受けとめの考えについてお伺いをいたします。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。現在、学校では、いわゆるキャリア教育という名のもとに、小学校、それから中学校、そして高等学校、これは日本の学校教育の大きな課題であり、柱の一つでございます。したがって、それぞれの学年に応じた職業に関する勉強、それから、勤労体験

等を推進しているところでございます。特に所管しています私どもにしますと、中学校で、2年生でございますけれど、各事業所のご協力を得まして、職業体験活動を実施しております。たった3日ですので、もう少し知っていくには時間が、日数がふえてもいいというふうに私自身は思いますけれど、これも受け入れをしていただきます事業所等の問題もでございますので、いたし方がないかと、そのように思っております。いずれにしましても、キャリア教育が非常に重視されてきているのは現状でございます。私が現職のときに、全国の校長協会のほうから経団連、日商、それから、もう一つありますね、それらに、高校生の求人を要請に行くわけでございますけれど、その中で団体のほうから指摘されましたことが大体、高校を卒業をした生徒で3年以内に離職するのが半数以上であるという、そんなことが指摘されまして、改めて、私の職業教育、あるいは勤労感の養成といいますか、取り組んでいかなければならないことを意識させられたということがございます。

いずれにしましても、我々が社会の構成員として、そして、いかに社会に貢献していくかということ、いずれにしましても仕事を通じて行うことでございますので、それぞれの勤労観、それから職業感というものは、しっかりと持たせる必要があると私自身は考えております。重ねて、今まで中学生の体験活動に対しまして、ご協力いただきました各事業所、それから個人の事業の方々に改めて感謝申し上げ、今後とも一つよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ありがとうございます。それでは次に、第3条の基本方針の中で、あとのほうに、その特性に応じた総合的な施策を町民、事業者、経済団体など及び町の連携のもと一体となって推進することを基本とするとあります。それからまた、第5条、町の責務の第2項では、町は工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとするとあります。

この点にかんがみ、まだ、提案段階ではありますが、一般質問の中で公契約条例と入札制度について質問をさせていただきました。その最後の部分について、時間オーバーということで議長の判断で答弁がいただけませんでした。この条例の審議があるということでございましたので、この中で改めて質問をさせていただきます。そのときの答弁でも、先ほどからあります産業振興会議だけの議論ではなくて、さらにネットワークを広げた、先ほど言いました連携のもとに取り組んでいくという、そういう答弁がありまして、改めてさらに幅広げているような意見を聞きながら取り組まれるのだなというふうに思いました。

それで、今回の今、入札の制度、いわゆる事前公開に基づいて、いろんな問題が指摘をされている、課題が生まれているというふうに思っているわけですが、こういう課題について、もちろん、これは地域経済の大きな課題なんですけれども、いわゆる連携して、その課題に取り組んでいくということに、この産業振興条例ではなっていくだろうというふうに思っています。その答弁の中で、最後に今、建設業者の団体の中で、この入札の制度そのものを検討し、意見をいただけるような団体ということでは、くくるのが大変難しいという副町長の答弁がありました。そういう意味でお聞きしたいのは、現状で、そうであるならば、この振興条例と、それに基づく、取り組みたいという姿勢から見れば、その課題についてネットワークを広げて、みんなで話し合いながら、この課題を見つけていく、施策を決めていく、こういう取り組みが必要、この条例からい

えば、求められているんだろうというふうに思っています。その中で指摘しましたが、事前公開、ほかの分野、どの分野でも事前公開するということは、いろんな問題が明らかになって難しい新たな課題が生まれるというのが当たり前なので、それは行政だけで解決すれば、今度は反対にさらに難しくなるというのが、いろんな事例の経過だろうと思っていますので、その問題の関係者が、こういう条例の趣旨に基づいて連携して、そして話し合っただけで課題解決するということが、本来、この条例のとおり、一番解決を乗り越えていく力になるというふうに思っていますので、その辺の取り組み方、条例に基づいた取り組み方について、まず、副町長にお聞きをいたします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 基本条例第5条、町の責務の第2項に関連したご質問をいただきました。現状を申し上げますと、一般質問の答弁とも一部重複をいたしますが、まず工事の発注におきましては、一部の特殊工事を除いて、ほとんどの工事は町内業者に発注をいたしております。それから、物品につきましては、指名業者の制度がございませんけども、これまた、町内業者を最優先にして調達を図っております。従来のことを考えますと、いわゆる公共工事は大幅に減っておる現状がございます。このあと町の公共工事の状況を考えましても、年々、大型の公共工事は減っていく中で、中小企業者の受注機会については、どんどん減っていく方向にあると思います。

こんな中で、今、議員のご指摘にもありましたように、そういった業界の状況がある中で、じゃあどうするんだということで、業界としても一定の思いを集約していただきたいということは、せんだつても申し上げました。そして、一定の集約が図られるということであれば、そういった業界の思いにつきましては、意見交換をさせていただくことは大いに意義があることだろうというふうに思っております。工事の関係、町内業者で地域循環型経済を構築していただくという意味でいいますと、これまた、答弁の中でお答えさせていただいてはいたしましたが、例えば、下請の問題についても業界として考えていただかないか問題もあろうかと思っておりますので、そういった課題も含めて、お互いに意見交換ができれば、この条例の実行ある推進にも大きな意味があるものだというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後に意見交換できればということで答弁いただいたんですが、そのために町として、先ほど言いましたように答弁では、それができる業界のくくりが難しいという答弁が前回いただいていると思うんですね。そうであれば、それができるネットワーク等々も含めて、積極的に、そういう機会が持てるように検討され、そして取り組んでいくという、そういう受けとめでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私の認識では答弁でお答えいたしましたように、町内で建設業者、建設土木、下水とか、いろいろありますけども、そういった業界で大同団結した組織はないように認識をいたしております。

例えば、宮津建設業界であるとか、そういった組織もありますけども、町内の業者の方に限って申し上げますと、非常に加入率が低い状況がありますし、それから商工会の建設部会なんかもありますけども、これまた、多くの業者が、その部会に加入をされているという状況ではないというふうに、私は認識をいたしております。できますれば、そういった状況から一歩進んでいた

だいて、業界で大同団結をしていただくような組織化ができれば、していただければ非常に町としても、いろんな窓口としてご意見を伺うこともできますので、非常にありがたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） これ以上、繰り返しになるようなので申しませんが、今、私が求めている内容というのは、もう一つの公契約条例があるからといたしますか、そこが非常に大事という意味で指摘をしております。この振興条例で町内業者の受注機会への増大、そして、町内での経済の循環、このことが地域経済を支える上でも、町を元気にするための中小業者の営業を支える上でも非常に大事だということを明確にうたっています。このことを入札制度の中で貫いていくためには、いわゆる下請における町外業者ではなくて、町内業者が受注機会がふやせる、そういう入札制度を貫く、あるいはほかの面でも町内の、この条例に基づく業者を育成するという明確な形で進める、そういう入札制度にするためには、これはやはり、この中小企業振興基本条例だけでは難しいのではないかと。これは公契約条例が必要ではないかと、それに基づいた、先ほどのネットワーク等々での課題の取り組みにならないと、これはいろんな問題がさらに広がるというふうに理解をしております。

町長が答弁で、この条例が産業振興施策の根拠になるということを答弁されましたが、そういう意味で入札制度が、さらに努力されてきているのは何遍も聞いていますし、私もそう思っていますが、さらに今の課題を乗り越えて前へ進んでいく上でも、この公契約条例というのが根拠になるというふうに思っています。これについては町長にお伺いしたいと思います、この公契約条例について、最後に、いわゆる振興会議にぜひ諮っていただきたいという質問だったわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 公契約条例につきましても、まだまだちょっと調査、研究しなければならない部分がございます。そうした中身も含める中で、そういうことが必要とあらば、当然、産業振興会議に諮っていくということもあろうかと思いますが、まだ、その公契約条例につきましても、私自身も少し、本当にそれで公平性が保てるのかちょっと心配なところもございますので、それらも、もう少し研究させていただきたいというふうに思います。

- 1 番（野村生八） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

10番、山添議員。

- 10番（山添藤真） それでは、いただいている提言書に基づきまして、1点のみにわたりまして、質疑を行いたいと思います。

まず、3ページにあります前文の第5段落目なんですけれども、この文末に経済活力が地域内循環する産業振興を図るとともに、生きがいからの財の獲得にも努めなければならないという文言がございます。この前文の地域内循環するという理念を反映された条文には、例えば第6条の第4項、第8条の第2項、第9条の第2項におきまして、それぞれ町内において生産、製造、または加工される製品、並びに町内において提供される役務の利用に努めるものとするというふうに条文に反映をされてあります。

一方で、枠外からの財の獲得にも努めなければならないという文言を条文に反映した、条文にはなっていないのではないかと思うんですけども、これについてどのように解釈をさせていただいたらよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。今、山添議員言われたとおりの意味合いで構成されておりまして、さらには私の聞き違いかわかりませんが、域外からの財の確保にも努めなければならないということも含めて、確かに地域循環型という柱の中で、最終的に、最終の究極としましては町民の生活の向上を図っていくということが、この条例の最終の到達点でございますので、その中であるんだけど、その努力の中であるんだけど、その役割として地域外の財の確保にも努めなければならないという意味合いもきちっとうたっておりますので、私のほうとしては、前文の下から6行目にうたっておりますので、今、山添議員が言われました内容は、包含して、この条例に付しているというふうに思っておりますが、前文で。

議 長（井田義之） 山添議員

1 0 番（山添藤真） そのとおり、前文に経済活力が地域内循環する産業振興を図るとともに、域外からの財の獲得にも努めなければならないというふうにうたっておりますが、この地域内循環するという理念を反映をしている条例ですよ、条文。

例えば、第6条の4項、中小企業者は町内におけるほかの事業者及び経済団体等との連携を努めるとともに、町内において生産、製造、または加工される製品、並びに町内において提供される役務の利用に努めるものとするというふうにうたっておりますが、この前文の域外からの財の獲得にも努めなければならないに対応した条文が見受けられないというふうに思うんですが、これをどのように解釈をしたらよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町内の事業者の方が、町外へ物を売っていくという、それによって得る利益は町内へ返ってくるわけですから、それがまた、この地域を豊かにする財源になっていくという、そういう意味でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） この提言書の15ページの上段に地域循環経済という枠がありまして、三つに渡って産業振興会議の中で述べられた意見について集約をされています。この中で地域内循環や地産地消の考えが理念として盛り込まれているが、外貨の獲得や外への情報発信、販売等、内だけではなく外の力が必要なのではないかというようなご意見が出されていると思うんですが、このご意見などに対応している条文だとは思っているんですが、具体的に、どのように条文を見させていただいたらよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 町長も少し触れられましたけれども、この条文の中で議員ご指摘の部分が具体的に挙がっていないのは、私もそういうふうに、ぱっと見た瞬間には、そういうふうを受けとめられないのは、そういう条文になっているというふうには思いますが、あくまでも、この条文の中では地域内循環ということを優先して、まちづくりをやっていこうという、経済の活性化を図っていこうということが基本理念でございます。

しかしながら、役割分担の中で町長、申しあげましたように、外貨を獲得していく立場の事業主さんなりが、当然あるわけですから、そういう中で役割分担を担っていただきますようお願いしたいという部分を含めて総括的な条文として受けとめていただければありがたいというふうに思います。

1 0 番（山添藤真） 以上です。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 3 番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、ただいま上程の中小企業基本条例の制定につきまして質問いたします。

まず、この基本条例を読ませていただきまして、私、個人的には、名前を変えれば郷土愛条例かなと、いわゆる自分たちの町を自分たちで守ろう、つくろう、生活を楽しくしよう、基本的には名前は中小企業になっていますが、みんなで町を愛しましょうということではないかなというふうに思うんですが、しかし、その中で特に、いわゆる業者の役割が非常に大きいということがうたってあるんだろうというふうに理解をしています。

そういった中で、これが、ちょっと心配する点が、この条例ができました。その後、町の責務といったものがどのように遂行されるのかという点に一つの心配を見るわけです。産業振興会議が諮問機関であり、そこに、ややもすると丸投げされないかと、先ほど答弁で、ここで企画立案も、また動くこともお願いしたいというふうにおっしゃっていましたが、町としての、この基本的な基本政策を発表せずに、この産業振興会議に丸投げされる可能性があるならと、と申しますのは、産業振興会議では、それが受け入れるだけのものができるかどうかというのが、この条例が、いわゆる当然、商工観光、また教育委員会、また農林、また働く人の環境づくりの福祉、保健、ほとんどの町のまちづくりにかかわっていることでありまして、やはりこれは町の中で、ある程度一定の産業振興会議へ諮問を出す、諮問内容ですね、基本政策をある程度つくられないと、ただ単に産業振興会議を設置して、第二次の産業振興会議ができると思うんです。そこに、いわゆるすべてを丸投げされるということが非常に懸念されるわけです。この点につきましては、どのような見解でしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この条例そのものが、先ほどおっしゃったように、町の責務、あるいは、それぞれの役割が挙げてあります。そして、その中でも基本的に取り組むべき方針というものが掲げてあります。それに基づいて、一定の産業振興ビジョンの中には、皆さんで、ある程度決めていただいた、そういったプログラムが挙げてあります。ですから、やはりそれらをどう具現化していくかというところでは、当然、町としてはある程度のイニシアチブをとって、公的諮問機関でございますので、それらに対して、こういう進め方をしたいというものは、やっぱり提示していく必要があるかと思えますし、その中で十分ご議論いただいて、こういうものをもっと優先順位に挙げてやるべきだとか、そういったご意見も当然いただく形になろうかというふうに思っております。

全くここに挙がっていない中で、これは必要だと思えるようなものについては、直接のことを諮問するという、そうした段取りも当然あるかと思えますし、そういった形での進め方をしていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 安心しました。ぜひとも町の方で、町の内部で、町のまちづくり本部会で一定の原案をつくられて、それを産業振興会議のほうに諮問していただくというふうなお世話になりたいものだというふうに思います。

それで、今回、当初予算には予算はついていませんが、町長の説明の中で提案する中で、この与謝野町中小企業振興基本条例の理念をベースに、産業振興ビジョンを具現化する事業なども引き続き産業振興会議でご議論いただく考えであり、それらにつきましては、補正予算等で検討していきたいというふうな発言をいただいたわけですが、これ実際に、これからどのような形で補正が付き、また、どのようなことを今後、当面の課題としまして考えておられるのか、質問いたします。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 具体的な施策といたしましては、既にきょうまで2年間の間に、一々申し上げませんが、もちろん議員の皆さんのご理解、要望も含めながら、いろいろとトータル的な中で議論をし、新たな施策、並びに施策の充実はやってきたつもりでございますし、平成24年の当初予算の中にも、施策の充実も入っておりますし、新たな金融施策についても組み込んでおりますということで、一定の整理はしながら、予算計上をしておりますけれども、町長の思いとしましては、答弁の思いとしましては、今後も、本来ですと政策等につきましては、当初予算で上げていくものだとも私も理解しておりますけれども、そういう中で必要とあるものについては、財源も必要になってきますけれども、いろんな角度から京都府等の支援をいただきながら、何らかの形で町独自の支援策も考えていきますし、また、京都府の制度を使った中で、地域経済活性化の一翼を担うような方向に誘導できるなら、誘導していくという思いを込めて進めていきたいというふうに思っておりますし、今後の取り組みについて、具体的なものについては、今のところ方向性としては見出しておりませんが、ただ一つ言えますのは、先ほども言いましたように地域循環型経済を構築していくという思いの中で、いろんな、それに到達できるような施策は平素から考えていかなければならないと、行政もそういう思いで取り組んでいますし、商工会もそういう投げかけ方をしながら、また、この会議の中でも議論をしていくということは進めていかなければならないというふうに思っています。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） もう一つ、姿が見えてこなかったんですけど、わかりましたです。

次に、やはりこういった条例が、全国でも今、ブームと申しますか、できてますが、この背景としましては、やはりきょうまで日本の経済が大企業依存であったと、そして大企業にばかり目がいついていたと、ところが実際にリーマンショック、オイルショック、いろいろな為替の問題等々で、大企業が非常に思わぬ力が弱まったと、きょうまで大企業依存で潤った町が、一大企業がつぶれると町がつぶれるというふうな、非常に大企業依存度が高かったところから、国のほうも反省をしまして、今になると中小企業は国家の財産だと、このようなことをおっしゃっているわけなんですけど、実際に与謝野町、本町を見渡しますと、中小企業と呼べる企業がない。零細家内企業、業者というのが実情でありまして、いわゆる政府レベルで考えている中小企業というネーミングと、実際に町内にある業者とでは随分と距離感があるという中で、こういった、

名前は中小企業という名前を使ってあります。私はやはり郷土愛を、みんなで町を守ろうという条例だと思う。そこでやはり一番何がそこで、いわゆる必要かといいますとマンパワーですね、人です。やっぱり一般質問、町長も町の活性化の礎は人であるという答弁をいただきましたが、私も全くそうだと思っている。したがって、今後、本町から、やはり先ほどの教育等を受けられて、また町外で十分なしっかりした知識や経験、勉学に励んでいただいて、それを本町に生かしていただく。やはり次の世代のマンパワーを、今育てないと、いわゆる人口減少の中で、この町は埋没すると思っています。

したがって、今回の、この条例の中、特にそういった部分には大きな重点を置いていただきたい、目先の、いわゆる零細企業の、当然、応援も必要ですが、やはりその先を見たところに大きな課題を持って行ってほしいと、こんなふうに思っています。

そこで、町長に、まず1点お尋ねするんですが、しつこいようなので申しわけないんですが、私、こういった中で特に、いわゆる今、問題になっています空き家ですね、これ全国の自治体では空き家条例をどんどんつくっています。今、これ全国的な問題になっています。一番最初に浪江議員が、この空き家問題に対して調査をとということを質問されました。私も去年の9月議会でお願いました。この空き家問題は、先ほどの公契約条例も、私も大切だと思っています。こういった空き家条例、公契約条例、こういったものは産業振興会議に諮問するまでもなく、町独自である程度、こういったものを見定めて、今後の地域の活力をつくる、ほんの一つの柱かもわかりませんが、そういった柱を立ち上げていかないと家は建ちませんので、ぜひとも、この空き家条例につきまして、また、空き家の条例とまでいなくても、今、現況の実態調査ぐらいには乗り出していただきたいと、こんなふうに、この振興条例に合わせて質問をいたすところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 多くの議員さん、また町内の中からも、そうした空き家についての質問や要望が出ております。どういった形でできるか、少しその辺も整理させていただきたいと思いますが、実態を知るという意味では、そうしたことにも、町だけでできるのか、それこそ町民の皆さんのお世話になってできるのか、そういうやり方も含めて少し検討させていただきたいと思います。

1 3 番（赤松孝一） 以上で終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず最初に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私は、議案第23号 与謝野町中小企業振興基本条例について、賛成の討論をいたします。

中小企業振興基本条例については、一昨年4月の町長選挙の、取り組みたい重点課題の中の施策でもあります。私も産業の振興については、何とかしなければならぬと常日ごろより考えて

おり、平成22年11月より実動した産業振興会議に注目をしてきました。

また、同年12月の一般質問では、与謝野町産業振興会議にかけられる町長の思いや、条例制定の時期などを町長に問いました。産業振興会議で議論を尽くし、町民の理解を得て、早期に実現したいとの答弁もいただいております。あれから15カ月、いよいよ振興条例が今、採決されようとしています。本年1月に町長に答申された産業振興会議の提言書は、その会議の中に条例制定に向けたプロジェクトチームを設置し、全体会議も含めて23回の会議を重ね、また、このほかにも商工団体や農林団体、金融機関、経済団体などへの説明や意見交換もされて、まとめられたと聞いております。

中小企業憲章が平成22年6月18日の閣議において決定され、冒頭には中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役であると記されています。また、憲章の基本理念の中には、中小企業は経済や暮らしを支え牽引する。また、中小企業は社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の承継に重要な機能を果たす。そして、小規模企業の多くは家族経営形態をとり、地域社会の安定をもたらすとも記されています。

与謝野町の商工業の振興計画については、平成20年に第一次与謝野町総合計画で地域内における循環経済の構築などが施策方針の中に記されています。

平成22年3月には、与謝野町産業振興ビジョンが策定され、その中に与謝野町の産業振興を実現するために、与謝野町産業振興条例の制定を検討しますと記されております。本条例は、中小企業や経済団体の振興にかかわる考え方を示す理念型の条例であり、その前文に示すとおり、今後、人口減少、超高齢化社会と経済のグローバル化など、社会構造が大きく変化する中で、持続可能なまちづくりを進めていくために、中小企業の役割と重要性について町民、事業者、経済団体、そして町が共通認識を持ち、協働して取り組んで産業と経済を発展させ、住民生活の向上を大きな目的としてします。

会議のアドバイザーを務めていただいた京都大学大学院の岡田知弘教授のコメントにもありますように、与謝野町の産業特性を生かして、農業をはじめ商工業以外の経済団体にも自主的な努力と地域社会へ貢献すること求めています。また、第10条の人材の確保と教育の支援では、教育分野にも中小企業の協力を求めている、極めて先進的なものであります。条例制定後に設置され、条例の推進役となる与謝野町産業振興会議において、産業振興ビジョンに掲げた129項目を精査して、新に必要な施策の具現化に早急に取り組んでいただきたいと思っております。また、町政の執行に当たられる職員の皆さんが、地域振興のために条例の理念をしっかりと確立して、強いリーダーシップと責務を自覚して、早期に第4条の基本的施策7項目に取り組んでいただきますよう期待をして、中小企業振興基本条例の賛成討論といたします。以上。

議長（井田義之） 次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） 与謝野町中小企業振興基本条例の制定についての採決に当たり、日本共産党与謝野町議員団を代表して、賛成討論を行います。

待ちに待った条例の提案であり、大変うれしく思っております。条例制定に取り組まれた振興会議の皆さんや関係者、団体の皆さん、行政の皆さんに敬意を表明します。この条例案は、京都

府下でも初めてとなりますし、その内容も全国の先進の条例です。その特徴は、まず、その取り組みの過程が総合計画、産業振興ビジョン策定、そして、産業振興会議を通じて、多くの関係者や一般市民が参加し、また、懇談会を持ち、多くの意見を聞きながら作成をされたことです。その中で担当課長や職員が、先進事業をしっかりと学び、振興会議に情報提供をしたことが評価をされています。このことは今後のすべての行政運営における教訓にすべきだと考えています。今後も振興会議において、産業施策を検討していく内容になっています。行政が全国の産業施策の取り組みをしっかりと学び、また、町内の業者、団体の状況をしっかりと把握し、産業振興会議に情報提供することが、与謝野町の産業施策を前進させる力になります。期待をしています。

また、この条例の対象が農業者を含めた中小業者を基本としながら、ビジョンに示された福祉をはじめすべての産業、大企業者を含めた全業者であることは大きな特徴であると思います。また、産業振興のかなめも、また人材にあります。この点でも、条例に人材の確保及び育成の支援を掲げ、とりわけ学校教育の中での取り組みを明記しています。あらゆる人の力を生かすとともに、失敗を恐れずに、ともに助け合いながら課題に挑戦し、創造性を発揮する人材を育てることが産業を元気にする人材育成だと考えています。

ほかにも多くの先進的な内容を持った本条例案は、町の産業の柱を打ち立て、今後の産業施策の根拠を示し、それを進める人を育て、町民生活の向上を目指す条例として、先進的な内容を十分持っており賛成をするものです。今後の取り組みへの期待も表明し賛成討論とします。

議長（井田義之） これにて討論を終結します。

これより、議案第23号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第23号 与謝野町中小企業振興基本条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。午後4時25分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時12分）

（再開 午後 4時25分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

次に、日程第7 議案第24号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第24号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第24号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第25号 与謝野町立公民館条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、議案第25号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第25号 与謝野町立公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第26号 与謝野町宮津市中学校組合と与謝野町との間の学校給食に係る事務の委託についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、和田議員。

2番(和田裕之) 失礼します。それでは、議案第25号について、ちょっと質問させていただきたいと思います。いよいよ橋中の給食が実施されるということで、この規約が出されたわけですが、何点が質問したいと思います。よろしくお願いします。

まず1点目ですけれども、与謝野町及び与謝野町宮津市学校組合における学校給食の共同処理、これを行うための事務委託の管理、執行を与謝野町に委託すると、こういうふうな内容で理解しておりますが、事務委託ということで、当町の条例とか施行規則、これの改正は必要ないということに理解させてもらったらよろしいでしょうか。

議長(井田義之) 和田教育次長。

教育次長(和田 茂) ご質問にお答えをいたします。ただいまの質問は、この委託を受けることによって、町のほうの条例とか規則等を改正する必要があるかというご質問だというふうに思っております。これにつきましては、委託を受けるために、この規約をお互い設けまして、それぞれの議会に諮って承認をいただくということになりますので、この規約の中にも、その運営、管理執行の方法については、乙の条例規則に定めるところによるというふうに明記をいたしております。これは与謝野町のことでございますけれども、この規約を定めて事務の委託を受けますので、直接、

与謝野町のほうの条例なり施行規則を改正する必要はないという理解しております。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。わかりました。

次の質問なんですが、給食費ですね、これに関しまして、単純に平成23年度5月1日ですか、これの生徒さん305名がふえるということで理解をしておるんですが、おおよそ年間でもいいますと1,600万円程度ですか、これを当町にいただくといえますか、交付していただくということの理解でよろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをいたします。今、議員さんがおっしゃいましたとおり、橋立中学校の生徒、これが、この規約に書いてありますように前年度の5月1日現在、今度は24年度からということになりますので、23年5月1日現在の在籍児童数で負担金の徴収割合を決めるということになっております。

したがって、その割合といたしましては、先ほど305名というふうにおっしゃいましたけど、それは24年度、24年5月1日現在で申しわけないんですけども、23年5月1日現在は橋中は309名ということになっております。給食を実施しております与謝野町の岩滝小学校と、それから岩滝幼稚園を除きます小・中学校と幼稚園の給食実施数と、それから、この橋立中の309名の生徒の給食といえますか、在籍数を足しますと1,977名ということになります。分母が1,977名で分子が309名ということで割合を、24年度の場合は出ささせていただきました、先ほど議員さんがおっしゃっていただきましたように約1,600万円強ぐらいの負担を橋立中学校のほうからいただくというふうな予定で、現在のところはおります。以上でございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。309名ということになるんでしょうけども、ふえるということで、その人数分をつくっていただく方がご苦労していただくということなんですが、財政的にいえますか、例えば、人件費、人がふえるとかだったりとか、そのようなところはどのようなふうな形になるんでしょうか、お願いします。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをします。

先ほどの質問、人員的な配置等、これまでと変わるのかという質問だというふうに思っておりますけれども、配送車を1台、今回、橋立中学校の給食を実施する関係で、購入をさせていただきました。その運転手の方も募集をして、現在トレーニングをしていただいているというふうな状況ですし、その配送車に運転手さんお一人では大変ですので、補助員ということで、これは調理のお手伝いもしていただくような形でパートをといえますか、臨時的に雇用をさせていただくというふうなことも考えておまして、橋立中学校の給食を実施するために、2名程度の職員さんを、臨時ですけども、4月1日からお世話になって、運営に支障がないように見させていただきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 2名程度ということで理解させていただきました。

最後の質問なんですが、学校給食法ですね、これで食育、これは重視されており、当町でも重視されているということに理解させていただいておるんですが、この食育には食の安全とか安心というものがございます。私が心配しておりますのは、近年の放射能汚染の影響で、ことしの1月の末でしたか、産経新聞のほうの記事でございましたけれども、全国というか、給食があるのにお弁当を持っていかれるという許可ですね、される自治体が東京に限らず福島、宮城、岩手、茨城、そしてまた、沖縄のほうでも要望が出ているというふうにお聞きしているんですが、当町では不安の声、保護者の方々からの、そういうような要望とか、そういうのはお聞きされておるんでしょうか。お願いします。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。そのような声は、現在のところお聞きしておりません。それから、なお、それらの問題につきましては、地産を地消しているものにつきましては別でございますけど、その他のものにつきましては、学校給食会を通じて購入しておりますので、せんだつても学校給食会のほうから、放射能のことにつきましては、万全に期しておるということの文書は参っておりますので、我々は、それを信頼して給食を供しているところです。以上です。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） ありがとうございます。食材の産地を各校で掲示したりだとか、放射能測定器、これを使った調査といいますか、実施されとる自治体もあるようで、先ほど教育長のほうからお話でございますように、当町では、お米は丹後コシヒカリを使用されており、また、牛乳においては京丹後市のほうからということで、野菜とか他の食材も、できるだけ近隣市町村からということでお聞きをいたしております。こういうことが全国的というか、こういう不安もあるようなことでございますので、食の安全という意味でも、子供たちに安全な給食を提供できるように、よろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第26号 与謝野町宮津市中学校組合と与謝野町との間の学校給食に係る事務の委託については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第27号 町道路線の廃止について及び日程第11 議案第28号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより採決を行います。
まず、議案第27号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第27号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第28号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第28号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (井田義之) ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、あす3月14日、午前9時30分から開議しますので、ご参集願います。

お疲れさまでした。

(延会 午後 4時39分)